

**第7期福山市障がい福祉計画
第3期福山市障がい児福祉計画**

(案)

2023年（令和5年）11月
福山市

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】基本理念・基本目標・基本施策	3
【3】計画の位置付け	4
【4】計画の対象者	5
【5】計画の対象期間	5
【6】計画の策定方法	6
【7】計画の推進	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	9
【1】人口等の推移	9
【2】障がいのある人の動向	10
第3章 前期計画の進捗状況	18
【1】成果目標の進捗状況	18
【2】障がい福祉サービス等の進捗状況	24
第4章 成果目標の設定	34
【1】福祉施設入所者の地域生活への移行	34
【2】地域生活支援の充実	36
【3】福祉施設から一般就労への移行等	37
【4】障がい児支援の提供体制の整備等	40
【5】相談支援体制の充実・強化等	42

第5章 障がい福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策-----43

【1】訪問系サービス -----	43
【2】日中活動系サービス -----	45
【3】居住系サービス -----	47
【4】相談支援-----	48
【5】障がい児通所支援-----	49
【6】障がい児相談支援-----	51
【7】障がい児の子ども・子育て支援等-----	52
【8】発達障がい者等に対する支援 -----	53
【9】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 -----	54
【10】相談支援体制の充実・強化 -----	55
【11】障がい福祉サービス等の質の向上 -----	56
【12】地域生活支援事業 -----	57

第6章 資料編 -----63

【1】アンケート結果等の概要 -----	63
【2】策定経過-----	90
【3】福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会委員名簿 -----	91
【4】福山市障がい者総合支援協議会 -----	92
【5】意見聴取を行った障がい者団体等一覧 -----	93
【6】用語解説-----	94

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

近年、障がいのある人を取り巻く状況は、大きく変化しています。障がいのある人の高齢化や重度化、いわゆる「親亡き後」をめぐる課題、医療的ケア児への支援等、障がい者福祉施策に係る課題は、多様化・複雑化しています。ここでは、今回の計画策定にあたって参照すべき社会的背景について、次のとおり国の動向を中心に整理しました。

「障害者差別解消法」の改正

2021年（令和3年）5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。（2024年（令和6年）4月1日施行）

「児童福祉法」の改正

2022年（令和4年）6月に「児童福祉法」が一部改正され、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されるとともに、障がい種別にかかわらず身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援センターの類型が一元化されることとなりました。（2024年（令和6年）4月1日施行）

「障害者総合支援法」の改正

2022年（令和4年）12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が一部改正されました。（2024年（令和6年）4月1日施行）

これにより、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされています。

また、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援に向けて、新たなサービスとして就労選択支援が創設されることとなりました。

「障害者基本計画（第5次）」の策定

国は、2023年（令和5年）3月に「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定し、2023年度（令和5年度）からの5年間における障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進について決めました。

この中で、2022年（令和4年）9月に採択・公表された国連の障害者権利委員会の総括所見への対応が図られるとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえた事項などが新たに盛り込まれました。

本市の取組

本市では、2021年（令和3年）3月に策定した、2026年度（令和8年度）までを計画期間とする「福山市障がい者プラン」（以下「プラン」という。）において「障がいのある人の人権が尊重され 互いに支え合い 生きる喜びがあふれる共生のまち 福山をめざして」を基本理念と定め、様々な障がい者福祉施策を推進しています。

プランは、次の3つの計画を一体のものとして、障がい者施策全般に関する基本的方向と本市の障がい福祉サービス等のあるべき姿と見込量、達成のための方策を定めたものです。

- 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
→福山市障がい者保健福祉総合計画
- 障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」
→第6期福山市障がい福祉計画
- 児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」
→第2期福山市障がい児福祉計画

プランのうち、「第6期福山市障がい福祉計画」及び「第2期福山市障がい児福祉計画」（以下「第6期計画」という。）については、2023年度（令和5年度）までを対象期間としていることから、この度、対象期間の満了に伴い、新たな国の制度や基本指針に基づく「第7期福山市障がい福祉計画」及び「第3期福山市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

【 障がいのある人を取り巻く法律や制度の主な動き 】

年	主な動き	福山市	
2018年(平成30年)	「障害者総合支援法」の改正 「児童福祉法」の改正 改正「障害者雇用促進法」の一部施行 「成年後見制度利用促進法」の施行 「障害者文化芸術活動推進法」の施行	福山市障がい者保健福祉総合計画	福山市障がい福祉計画2018 第5期福山市障がい福祉計画 第1期福山市障がい児福祉計画
2019年(令和元年)	「障害者活躍推進プラン」の公表 「読書バリアフリー法」の施行		
2020年(令和2年)	「電話リレー法」の施行		
2021年(令和3年)	「障害者差別解消法」の改正 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行 「医療的ケア児支援法」の施行	福山市障がい者プラン 福山市障がい者保健福祉総合計画 第6期福山市障がい福祉計画 第2期福山市障がい児福祉計画	
2022年(令和4年)	「児童福祉法」の改正 「障害者総合支援法」の改正 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行 「障害者雇用促進法」の改正		
2023年(令和5年)	改正「障害者雇用促進法」の順次施行による、段階的な障害者雇用率の引き上げ		

【2】基本理念・基本目標・基本施策

本市では、2021年（令和3年）3月に策定した「福山市障がい者プラン」において次の内容の基本理念、基本目標及び基本施策を定め、障がい者施策を推進しています。

1 基本理念

障がいのある人の人権が尊重され 互いに支え合い
生きる喜びがあふれる 共生のまち 福山をめざして

2 基本目標

- (1) 障がいを理解し、共に暮らせるまちづくり
- (2) いきいきと学び、健やかに過ごせるまちづくり
- (3) 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

3 基本施策

- (1) 障がいの理解促進と差別解消
- (2) 地域における生活支援
- (3) 健康づくりの推進
- (4) 療育・保育・教育の充実
- (5) 雇用・就労の促進
- (6) 交流とふれあい活動の促進
- (7) 福祉のまちづくりの推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

本計画においては、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、目標の達成に向けて取り組みます。

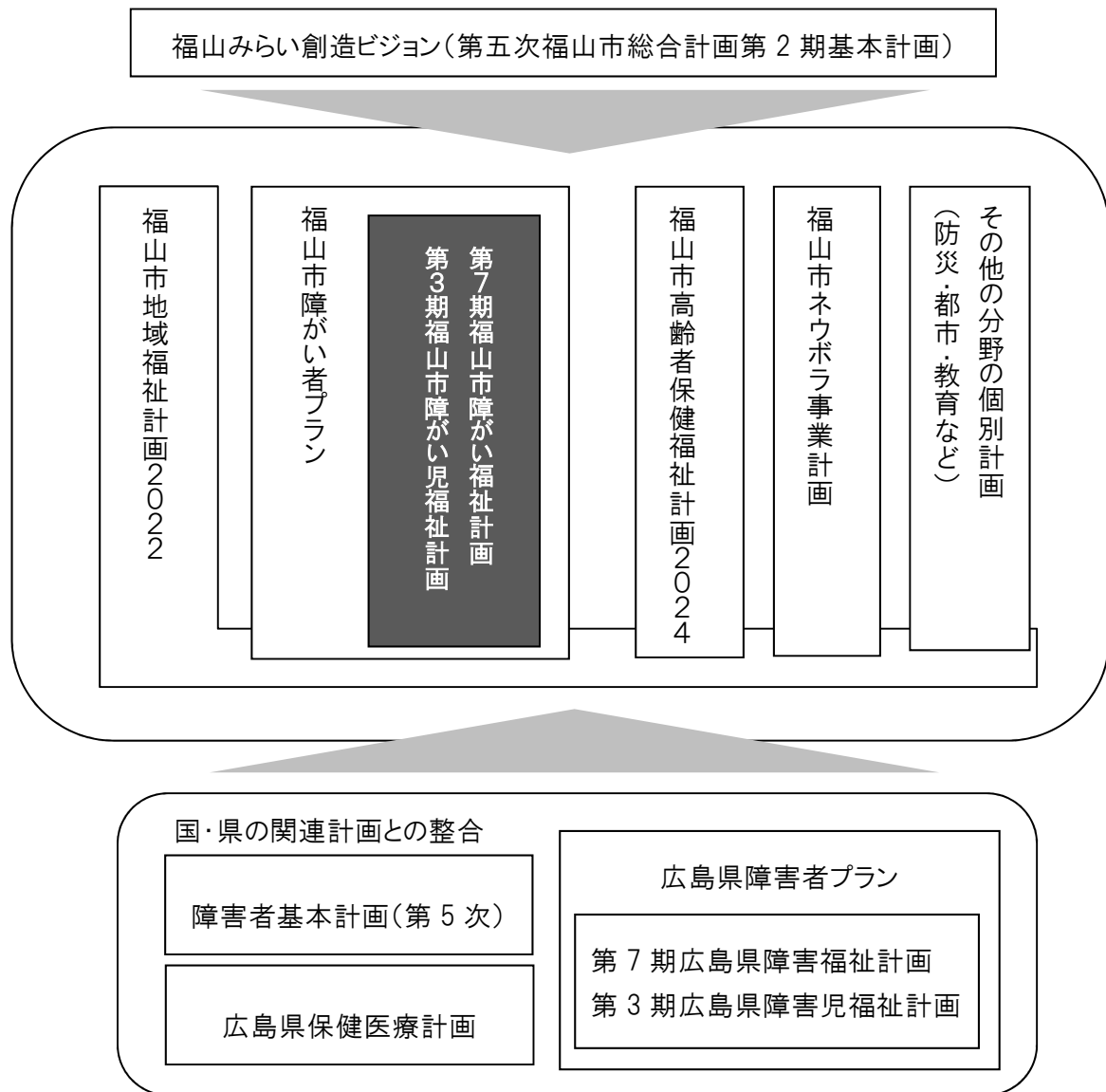
【達成をめざすSDGs】



【3】計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障がい福祉サービス等のあるべき姿と見込量、達成のための方策を定めるものです。

策定にあたっては、プランの趣旨を踏まえるとともに、「福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画第 2 期基本計画）」をはじめ、「福山市高齢者保健福祉計画 2024」やその他の関連する計画及び広島県等の各種計画との整合を図っています。



【4】計画の対象者

本計画の対象者は、平成 18 年厚生労働省告示第 395 号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に基づき次のとおりとします。

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい者（発達障がい者・高次脳機能障がい者を含む。）
- 難病患者等
- 障がい児

【5】計画の対象期間

本計画の対象期間は、2024 年度（令和 6 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 3 年間です。

	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和 元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
福山市障がい者プラン	福山市障がい者プラン			福山市障がい者プラン					
福山市障がい者保健福祉総合計画	福山市障がい者保健福祉総合計画			福山市障がい者保健福祉総合計画					
福山市障がい福祉計画	第 5 期			第 6 期			第 7 期(本計画)		
福山市障がい児福祉計画	第 1 期			第 2 期			第 3 期(本計画)		

【6】計画の策定方法

1 アンケート調査等の実施

(1) 市民アンケート

市内の障がい者手帳所持者等に対し、現在の生活実態や意識及び今後のニーズ等を調査し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内に住所を有する身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び障がい児通所支援受給者
調査期間	2023年（令和5年）7月31日～2023年（令和5年）8月14日
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	3,500人（18歳以上：2,900人，18歳未満：600人）
回収数	1,372人（18歳以上：1,107人，18歳未満：265人）
回収率	39.2%（18歳以上：38.2%，18歳未満：44.2%）

なお、本計画では、18歳以上の人を対象としたものの集計結果を引用する場合は、「障がい者（18歳以上）アンケート調査」と表記し、18歳未満の人を対象としたものの集計結果を引用する場合は、「障がい児（18歳未満）アンケート調査」と表記します。

(2) 事業所アンケート

障がい福祉サービス事業等を行う事業者を対象に、障がい福祉サービスの提供状況や課題等についてのアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内の訪問系・日中活動系・居住系サービス事業所，相談支援事業所，障がい児通所支援事業所
調査期間	2023年（令和5年）8月31日～2023年（令和5年）9月11日
配布数	718事業所
回収数	569事業所
回収率	79.2%

(3) 福山市障がい者総合支援協議会からの意見書の提出

障害者総合支援法第89条の3に基づき設置された「福山市障がい者総合支援協議会」より本計画策定にあたって、意見書が提出されました。

対象	時期
福山市障がい者総合支援協議会	2023年（令和5年）9月21日

(4) その他意見の聴取

本計画策定にあたって、障がい者団体等からの意見の聴取を実施しました。

対象	時期
障がい者団体等（18団体）	2023年（令和5年）7月～2023年（令和5年）8月

2 策定体制

本計画は、行政の様々な部門に関わることから、関係部局の意見を取り入れながら原案を作成しました。そして、「福山市社会福祉審議会」を開催し、専門的見地から意見をいただくとともに、パブリックコメントの実施により、幅広く意見を募り、検討を行います。

【7】計画の推進

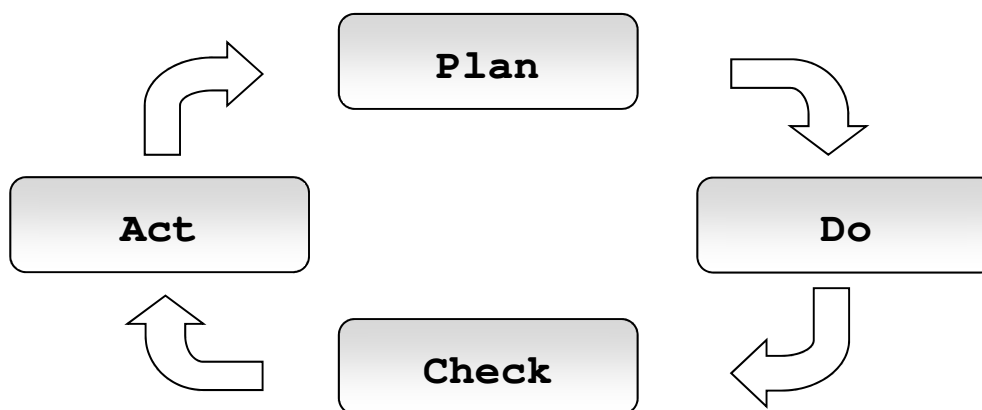
1 推進体制の強化

本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、庁内関係各課におけるより一層の連携の強化を図るとともに、協議や調整及び進捗管理など、分野横断的に連携し、庁内推進体制の強化を図ります。

2 計画の進行管理

毎年度、PDCAサイクルの考え方に基づいて点検・評価することにより進捗管理を行い、必要に応じて計画や事業の見直し等を行います。また、本計画の達成状況を「福山市社会福祉審議会」へ報告します。

【PDCAサイクルのイメージ】



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第2章

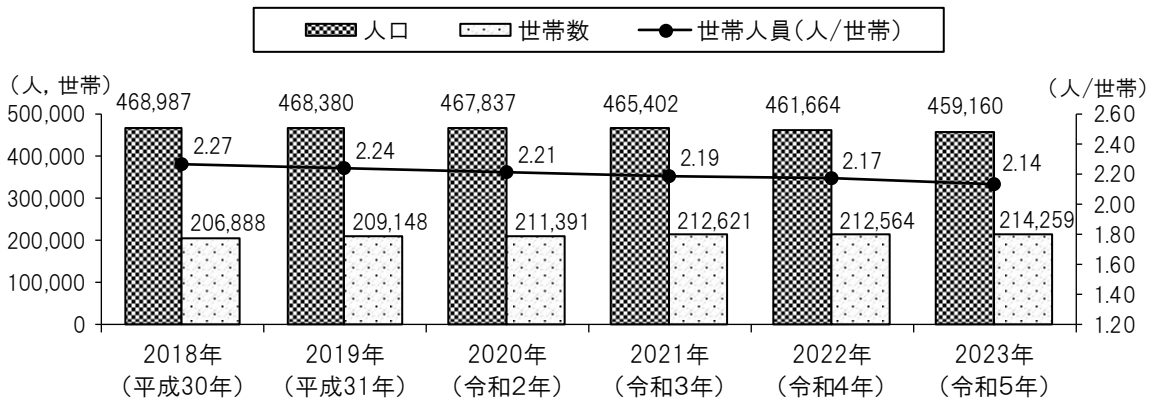
障がいのある人を取り巻く現状

【1】人口等の推移

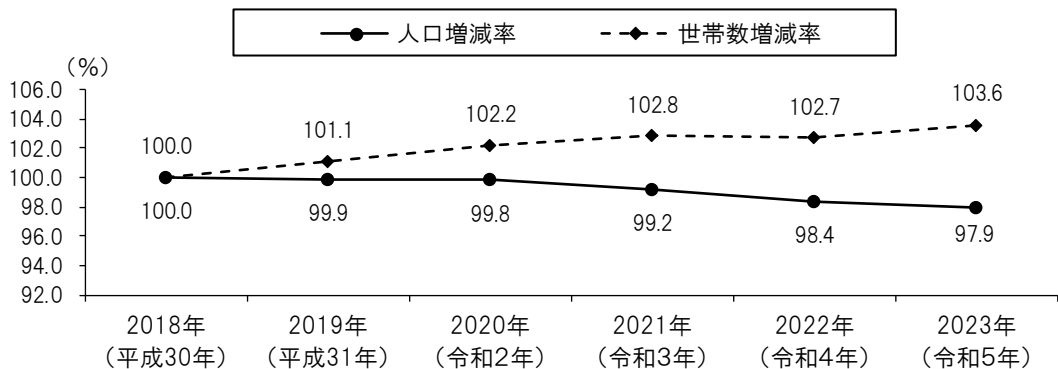
本市の人口は、緩やかな減少傾向にあり、2023年（令和5年）3月末現在459,160人（2018年（平成30年）を100とした場合97.9）となっています。世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、2018年（平成30年）の2.27人から2023年（令和5年）で2.14人となっています。

本市の高齢化率は、2018年（平成30年）の27.7%から2023年（令和5年）で29.2%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注1:増減率は、2018年(平成30年)を100とした場合の各年の割合を示している。

注2:住民基本台帳(各年3月末現在)

【年齢別人口の推移】

単位(人)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	増減率 (%)
18歳未満	77,493	76,515	75,424	74,262	73,076	71,786	92.6
65歳以上	129,681	131,458	132,696	133,600	134,310	134,049	103.4
高齢化率(%)	27.7	28.1	28.4	28.7	29.1	29.2	-

注1:増減率は2018年(平成30年)を100とした場合の2023年(令和5年)の割合を示している。

注2:住民基本台帳(各年3月末現在)

【2】障がいのある人の動向

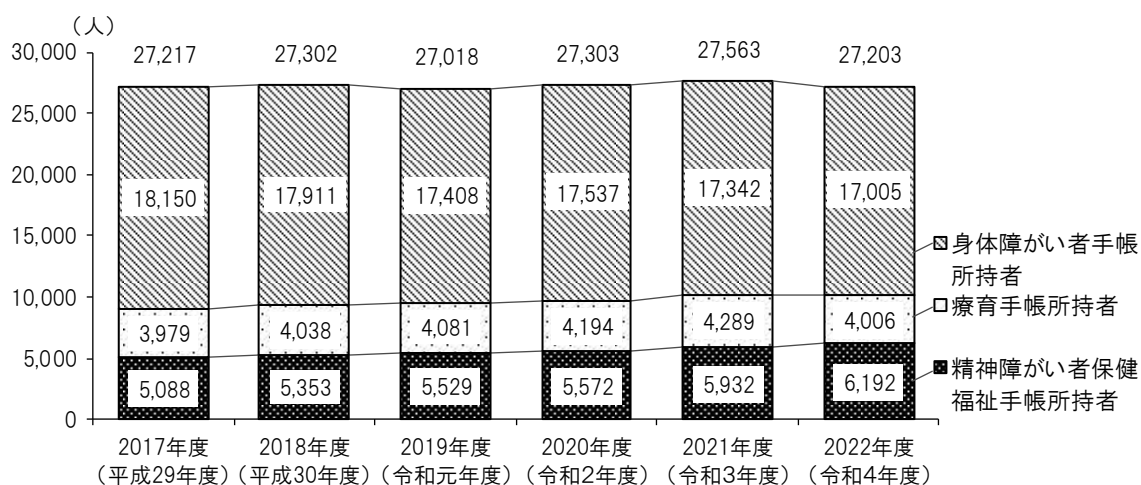
1 障がい者手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、2022年度（令和4年度）は27,203人となっています。

手帳の種類別でみると、2022年度（令和4年度）は「身体障がい者手帳所持者」が17,005人と最も多く、全体の約6割（62.5%）を占めています。「療育手帳所持者」は4,006人（全体に占める構成比14.7%）、「精神障がい者保健福祉手帳所持者」は6,192人（同22.8%）となっています。

2017年度（平成29年度）からの推移では、「身体障がい者手帳所持者」は減少していますが、「精神障がい者保健福祉手帳所持者」は増加しています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
	障がい者手帳所持者数 合計	27,217	27,302	27,018	27,303	27,563	
身体障がい者手帳 所持者	18,150	17,911	17,408	17,537	17,342	17,005	62.5
療育手帳所持者	3,979	4,038	4,081	4,194	4,289	4,006	14.7
精神障がい者保健 福祉手帳所持者	5,088	5,353	5,529	5,572	5,932	6,192	22.8

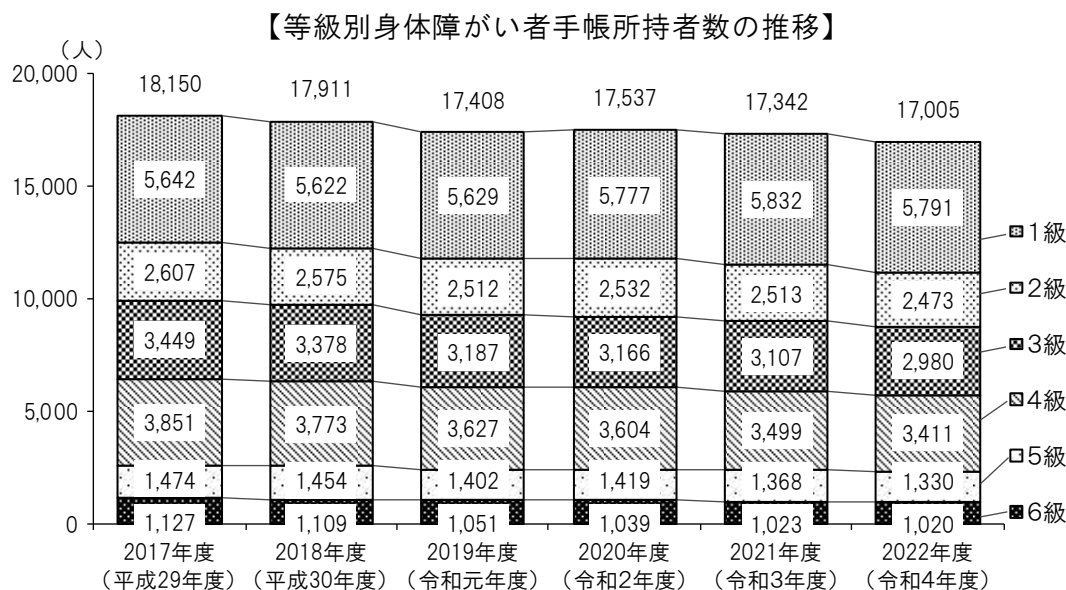
注：各年度3月末現在

2 身体障がい者手帳所持者の状況

本市の身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあり、2022年度（令和4年度）は17,005人となっています。

等級別で見ると、2022年度（令和4年度）は「1級」が5,791人と最も多く、全体の3割以上（34.1%）を占めています。次いで「4級」が3,411人（全体に占める構成比20.1%）、「3級」が2,980人（同17.5%）の順となっています。

年齢別では、65歳以上が12,486人で7割以上（73.4%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。



単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
身体障がい者手帳 所持者数合計	18,150	17,911	17,408	17,537	17,342	17,005	100.0
1級	5,642	5,622	5,629	5,777	5,832	5,791	34.1
2級	2,607	2,575	2,512	2,532	2,513	2,473	14.5
3級	3,449	3,378	3,187	3,166	3,107	2,980	17.5
4級	3,851	3,773	3,627	3,604	3,499	3,411	20.1
5級	1,474	1,454	1,402	1,419	1,368	1,330	7.8
6級	1,127	1,109	1,051	1,039	1,023	1,020	6.0

【年齢別身体障がい者手帳所持者数の推移】

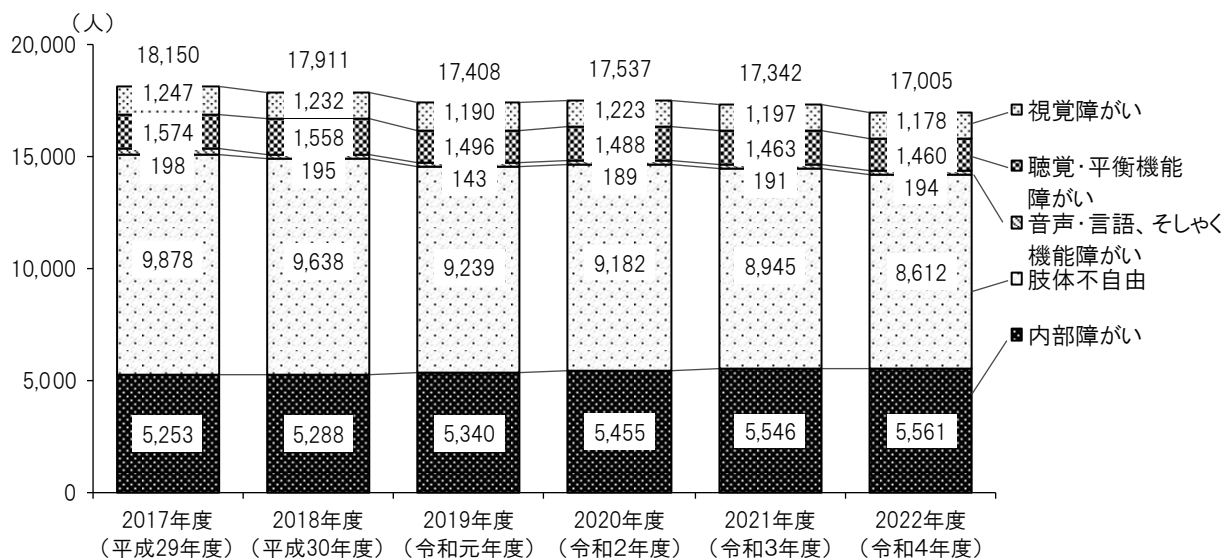
単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
合計	18,150	17,911	17,408	17,537	17,342	17,005	100.0
18歳未満	317	307	313	302	289	281	1.7
18～64歳	4,561	4,396	4,180	4,403	4,356	4,238	24.9
65歳以上	13,272	13,208	12,915	12,832	12,697	12,486	73.4

注：各年度3月末現在

障がい種別でみると、2022年度（令和4年度）は「肢体不自由」が8,612人と最も多く、全体の約半数（50.6%）を占めています。次いで「内部障がい」が5,561人（全体に占める構成比32.7%）、「聴覚・平衡機能障がい」が1,460人（同8.6%）、「視覚障がい」が1,178人（同6.9%）の順となっています。

2017年度（平成29年度）からの推移では、「内部障がい」が増加しています。

【障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移】



単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
合計	18,150	17,911	17,408	17,537	17,342	17,005	100.0
視覚障がい	1,247	1,232	1,190	1,223	1,197	1,178	6.9
聴覚・平衡機能障がい	1,574	1,558	1,496	1,488	1,463	1,460	8.6
音声・言語・そしゃく機能障がい	198	195	143	189	191	194	1.1
肢体不自由	9,878	9,638	9,239	9,182	8,945	8,612	50.6
内部障がい	5,253	5,288	5,340	5,455	5,546	5,561	32.7

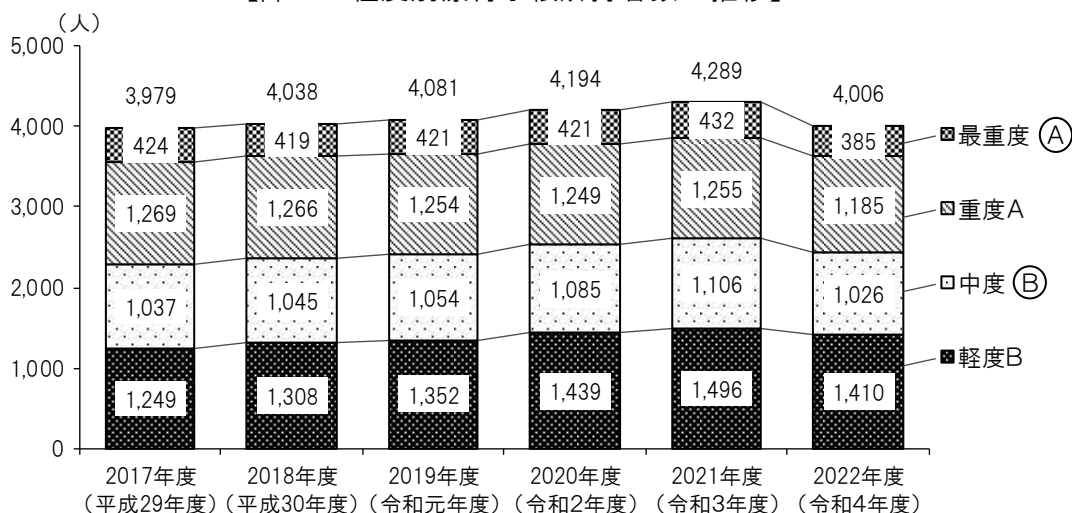
注：各年度3月末現在

3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にありましたが、2022年度（令和4年度）は減少し4,006人となっています。

障がい程度別でみると、2022年度（令和4年度）は「軽度B」が1,410人と最も多く、次いで「重度A」が1,185人、「中度（B）」が1,026人、「最重度（A）」が385人の順となっています。また、重度障がい者（（A），A）は、約4割（39.2%）となっています。

【障がい程度別療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
療育手帳 所持者数合計	3,979	4,038	4,081	4,194	4,289	4,006	100.0
最重度 (A)	424	419	421	421	432	385	9.6
重度A	1,269	1,266	1,254	1,249	1,255	1,185	29.6
中度 (B)	1,037	1,045	1,054	1,085	1,106	1,026	25.6
軽度B	1,249	1,308	1,352	1,439	1,496	1,410	35.2

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
合計	3,979	4,038	4,081	4,194	4,289	4,006	100.0
18歳未満	907	886	850	868	897	938	23.4
18～64歳	2,714	2,771	2,846	2,914	2,956	2,712	67.7
65歳以上	358	381	385	412	436	356	8.9

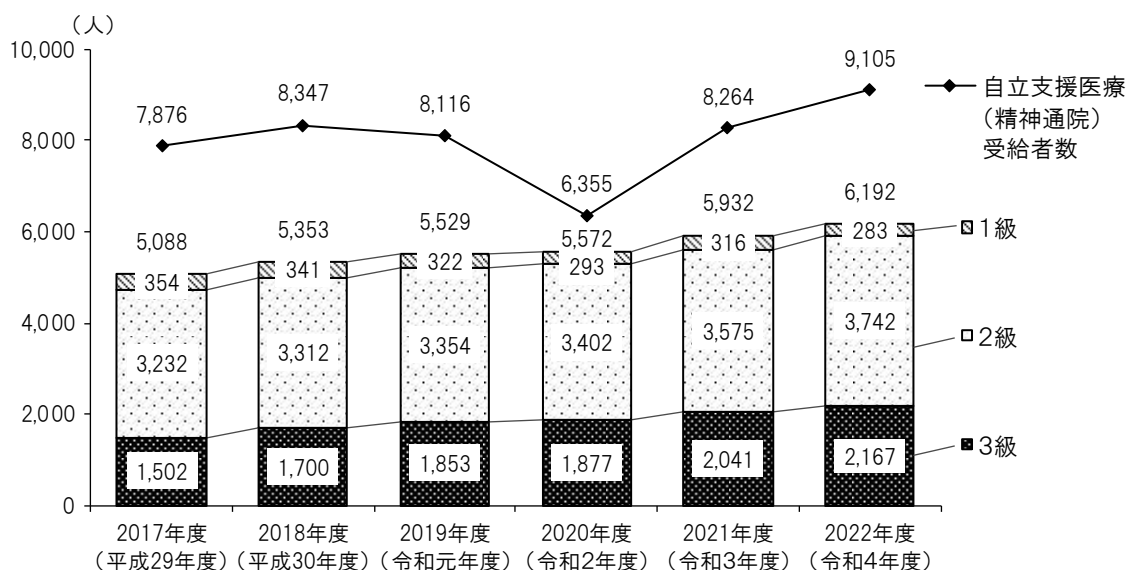
注：各年度3月末現在

4 精神障がい者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者の状況

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、2022年度（令和4年度）は6,192人となっています。

等級別で見ると、2022年度（令和4年度）は「2級」が3,742人と最も多く、全体の約6割(60.4%)を占めています。次いで「3級」が2,167人（全体に占める構成比35.0%）、「1級」が283人（同4.6%）の順となっており、「2級」及び「3級」の増加が目立っています。自立支援医療（精神通院）受給者数は、近年は増加傾向にあり、2022年度（令和4年度）は9,105人となっています。

【等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】



単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
精神障がい者保健福祉手帳所持者数合計	5,088	5,353	5,529	5,572	5,932	6,192	100.0
1級	354	341	322	293	316	283	4.6
2級	3,232	3,312	3,354	3,402	3,575	3,742	60.4
3級	1,502	1,700	1,853	1,877	2,041	2,167	35.0
自立支援医療(精神通院)受給者数	7,876	8,347	8,116	6,355	8,264	9,105	-

【年齢別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
合計	5,088	5,353	5,529	5,572	5,932	6,192	100.0
18歳未満	506	558	545	481	485	469	7.6
18～64歳	3,594	3,795	3,946	4,025	4,279	4,517	72.9
65歳以上	988	1,000	1,038	1,066	1,168	1,206	19.5

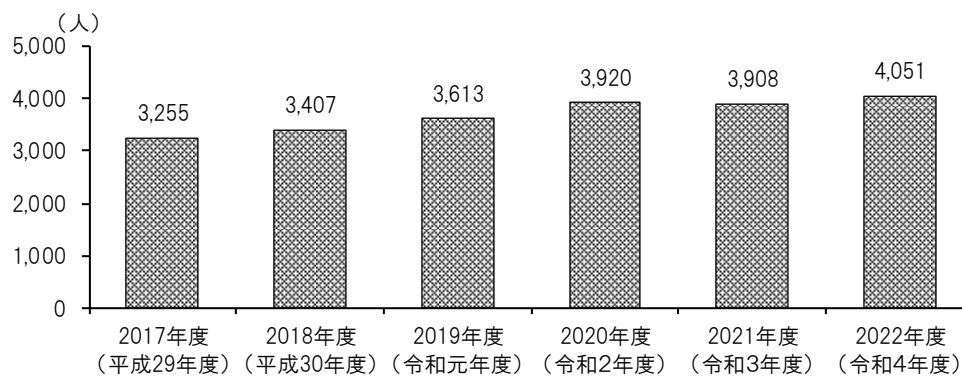
注：各年度3月末現在

5 特定医療（指定難病）受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者の状況

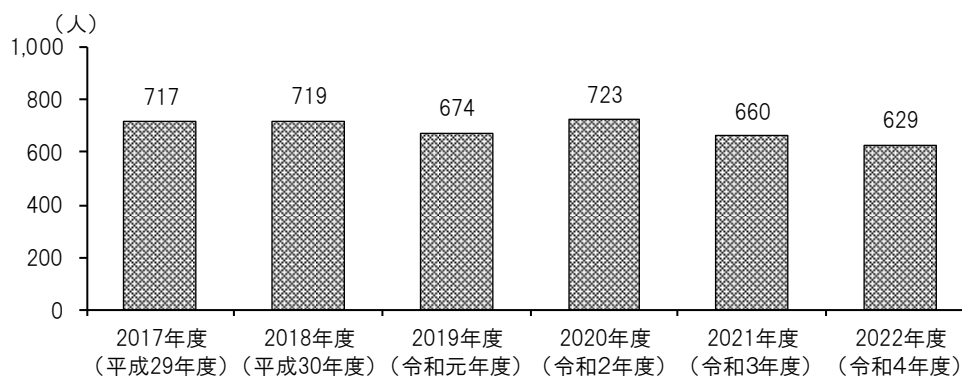
特定医療（指定難病）受給者数は、緩やかな増加傾向にあり、2022年度（令和4年度）は4,051人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者数は、近年、減少傾向にあり、2022年度（令和4年度）は629人となっています。

【特定医療（指定難病）受給者数の推移】



【小児慢性特定疾病医療受給者数の推移】



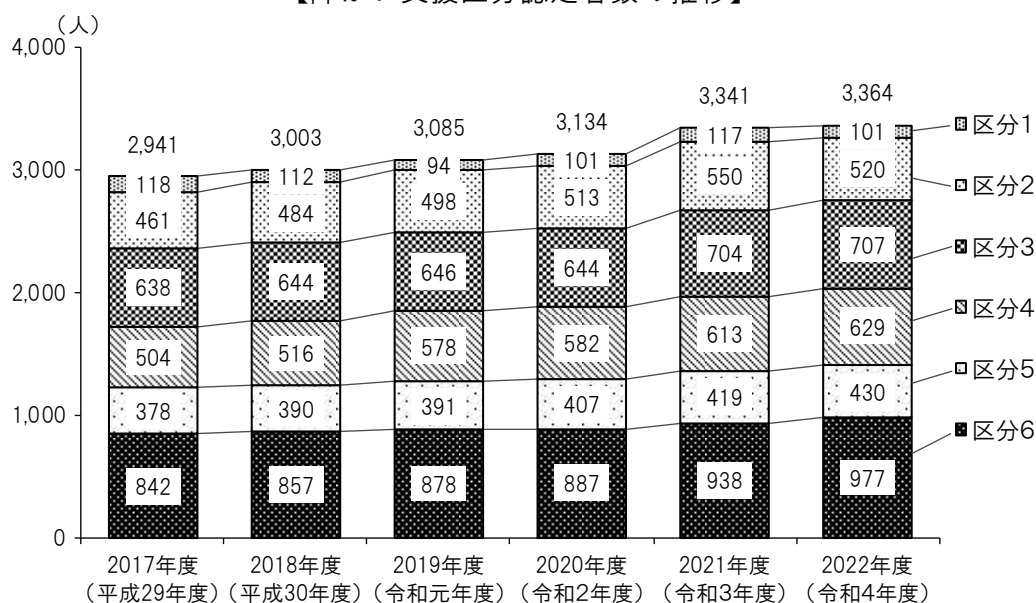
注：各年度3月末現在

6 障がい支援区分認定者の状況

本市の障がい支援区分認定者数は、増加で推移しており、2022年度（令和4年度）は3,364人となっています。

区別でみると、2022年度（令和4年度）は「区分6」が977人と最も多く、次いで「区分3」が707人、「区分4」が629人となっており、2017年度（平成29年度）からの推移では、「区分4」及び「区分6」の増加が目立っています。

【障がい支援区分認定者数の推移】



単位(人)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	構成比 (%)
合計	2,941	3,003	3,085	3,134	3,341	3,364	100.0
区分1	118	112	94	101	117	101	3.0
区分2	461	484	498	513	550	520	15.5
区分3	638	644	646	644	704	707	21.0
区分4	504	516	578	582	613	629	18.7
区分5	378	390	391	407	419	430	12.8
区分6	842	857	878	887	938	977	29.0

注:各年度3月末現在

7 障がいのある子どもを取り巻く教育環境の状況

本市の特別支援学校における在籍者数は、2023年度（令和5年度）は小学部が177人、中学部が136人、高等部が221人となっています。

本市の小学校・中学校[※]における特別支援学級の在籍者数については、2023年度（令和5年度）は小学校が2,085人、中学校が559人となっており、いずれも増加傾向にあります。

小学校・中学校における通級指導教室の利用者数については、2023年度（令和5年度）は小学校が460人、中学校が77人となっており、近年は横ばい傾向にあります。

※ 小学校には義務教育学校（前期課程）、中学校には義務教育学校（後期課程）を含む。

【特別支援学校 在籍者数の推移】

単位(人)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
小学部	237	231	213	197	182	177
中学部	110	112	118	140	133	136
高等部	239	225	204	191	199	221

注:2023年(令和5年)5月1日現在 出典:広島県 HP 広島県教育委員会 公立学校基本数

【特別支援学級 在籍者数の推移】

単位(人)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
小学校	1,459	1,566	1,686	1,807	1,937	2,085
中学校	356	380	418	485	526	559

注:2023年(令和5年)5月1日現在

【通級指導教室 利用者数の推移】

単位(人)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
小学校	561	545	504	466	458	460
中学校	121	102	94	74	78	77

注:2023年(令和5年)5月1日現在

第3章

前期計画の進捗状況

【1】成果目標の進捗状況

第6期計画の成果目標に対する進捗状況及び点検・評価結果は次のとおりです。

【成果目標①】施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域移行

2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数 355 人に対して、
2023年度（令和5年度）末までに 22 人（6.2%）が地域生活へ移行する。

施設入所者の地域生活への移行については、2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者 355 人に対して 22 人（6.2%）を目標としていましたが、2023年度（令和5年度）末では 3 人（0.8%）で、目標値を大きく下回っています。

	第6期 目標値	第5期	第6期実績値		
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
施設入所者の 地域移行者数	22 人	2 人	0 人	0 人	1 人
		計 3 人			

注1:2020年度(令和2年度)~2022年度(令和4年度)は実績,2023年度(令和5年度)は見込み

注2:施設入所者の地域移行者数 22 人は,2020年度(令和2年度)~2023年度(令和5年度)までの間で地域移行する施設入所者数の目標値

【参考】施設入所を希望する待機者数

	2023年度(令和5年度)
待機者数(延)	387 人

注:2023年(令和5年)8月末現在

【参考】グループホームの整備状況

2023年度(令和5年度)		
事業所数	住居数	定員数
33 か所	111 か所	682 人

注:2023年(令和5年)9月1日現在

(2) 施設入所者の削減

2019 年度（令和元年度）末時点の施設入所者数 355 人に対して、
2023 年度（令和 5 年度）末までに施設入所者数を 9 人（2.5%）減らす。

施設入所者の削減については、2023 年度（令和 5 年度）末までに、2019 年度（令和元年度）末時点の施設入所者 355 人のうち 9 人（2.5%）を削減目標としていましたが、2023 年度（令和 5 年度）末では施設入所者削減数が 0 人（0%）で、目標値を大きく下回っています。

	第6期 目標値	第5期	第6期実績値		
		2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
施設入所者の 増減数	▲9 人	▲5 人	5 人	▲12 人	12 人
		計 0 人			
施設入所者数 の合計	346 人	350 人	355 人	343 人	355 人

注1: 2020 年度(令和2年度)～2022 年度(令和4年度)は実績, 2023 年度(令和5年度)は見込み

注2: 施設入所者の増減数の9人減は, 2020 年度(令和2年度)～2023 年度(令和5年度)までの間で削減する施設入所者数の目標値

【成果目標②】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

2023 年度（令和 5 年度）末までに地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討を年 1 回行う。

地域生活支援拠点が有する機能の充実については、障がいのある人等の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等（システム）を 2020 年度（令和 2 年度）に整備し、以降は機能充実に向けた検証，検討を行っています。

	第6期 目標値	第5期	第6期実績値		
		2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
① 地域生活支援拠点等の整備	整備	整備	整備	整備	整備
② 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数【回/年】	1 回/年		1回/年	0回/年	1回/年

【成果目標③】福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数

2023 年度（令和 5 年度）までに 53 人が一般就労する。

福祉施設から一般就労への移行者数については、2023 年度（令和 5 年度）において 53 人を目標としていましたが、2023 年度（令和 5 年度）は 56 人となっています。

第6期目標値			第6期実績値		
2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
45 人	49 人	53 人	42 人	51 人	56 人

注:2021 年度(令和3年度), 2022 年度(令和4年度)は実績, 2023 年度(令和5年度)は見込み

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から、2023 年度（令和 5 年度）に 16 人が一般就労する。

就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数については、2023 年度（令和 5 年度）において 16 人を目標としていましたが、2023 年度（令和 5 年度）は 23 人となり、目標値を上回っています。

第6期目標値			第6期実績値		
2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
13 人	14 人	16 人	12 人	21 人	23 人

注:2021 年度(令和3年度), 2022 年度(令和4年度)は実績, 2023 年度(令和5年度)は見込み

(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から、2023年度（令和5年度）に13人が一般就労する。

就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数については、2023年度（令和5年度）において13人を目標としていましたが、2023年度（令和5年度）は12人となっています。

第6期目標値			第6期実績値		
2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
11人	12人	13人	13人	10人	12人

注:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から、2023年度（令和5年度）に24人が一般就労する。

就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数については、2023年度（令和5年度）において24人を目標としていましたが、2023年度（令和5年度）は21人となっています。

第6期目標値			第6期実績値		
2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
21人	22人	24人	17人	20人	21人

注:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

(5) 就労定着支援事業の利用者数

2023 年度（令和5年度）の4月～9月に一般就労に移行する 44 人のうち 31 人が就労定着支援を利用する。

就労定着支援事業の利用者数については、2023 年度（令和5年度）において4月～9月に一般就労に移行する 44 人のうち 31 人（70.5%）が就労定着支援を利用することを目標としていましたが、2023 年度（令和5年度）では4月～9月に一般就労に移行する 31 人のうち 4 人（12.9%）が就労定着支援を利用することとなり、目標値を大きく下回っています。

	第6期目標値	第6期実績値
		2023 年度 (令和5年度)
一般就労へ移行する者の数(A)	53 人	56 人
(A)のうち、4月～9月に一般就労へ移行する者の数(B)	44 人	31 人
(B)のうち、就労定着支援を利用する者の数(C)	31 人	4 人
就労定着支援の利用率(C/B)	70.5%	12.9%

注:2023 年度(令和5年度)の見込み

(6) 就労定着支援による職場定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数の割合を 75.0%とする。

就労定着支援による職場定着率については、2023 年度（令和5年度）は、75.0%で目標どおりとなっています。

	第6期目標値	第6期実績値		
		2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
① 就労定着支援事業所数	4 か所	1か所	3 か所	4 か所
② 上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	3 か所	1か所	3 か所	3 か所
③ 就労定着率8割以上の事業所の割合	75.0%	100%	100%	75.0%

注:2021 年度(令和3年度)、2022 年度(令和4年度)は実績、2023 年度(令和5年度)は見込み

【成果目標④】障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

児童発達支援センターの提供体制を維持する。

(2) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援が利用できる事業所数の充実を図る。

(3) 主に重症心身障がい児に対応した事業所の確保

2023 年度（令和5年度）末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を7か所以上，放課後等デイサービス事業所を11か所以上にする。

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場及びコーディネーター

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように，保健，医療，障がい福祉，保育，教育等の関係者による協議の場及びコーディネーターを活用する。

本市では，児童発達支援センターを5か所設置しています。

保育所等訪問支援事業所は，16か所となっています。

主に重症心身障がい児に対応した事業所は，2023 年度（令和5年度）末では，児童発達支援事業所を8か所，放課後等デイサービス事業所を12か所確保しています。

医療的ケア児支援のための協議の場や作業部会を設置しており，コーディネーターも配置しています。

	第6期目標値	第6期実績値		
		2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
① 児童発達支援センターの設置数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の充実	充実	充実 (14 か所)	充実 (15 か所)	充実 (16 か所)
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	7 か所	6 か所	6 か所	8 か所
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	11 か所	9 か所	11 か所	12 か所
⑤ 医療的ケア児支援のための保健，医療，障がい福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置	設置	設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置	配置	配置

注：2021 年度(令和3年度)，2022 年度(令和4年度)は実績，2023 年度(令和5年度)は見込み

【2】障がい福祉サービス等の進捗状況

1 訪問系サービス

居宅介護，同行援護，行動援護に関しては，新型コロナウイルス感染症の影響により，利用実績が見込量を下回っています。

重度訪問介護は，利用者数・時間数共に計画値を大きく上回っています。

重度障がい者等包括支援は，利用実績がありません。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
居宅介護	利用者数/月	963	982	1,002	916	888	895
	時間数/月	12,502	12,752	13,007	12,499	12,431	12,103
重度訪問介護	利用者数/月	21	22	23	25	33	32
	時間数/月	3,850	4,034	4,217	4,870	7,133	6,865
同行援護	利用者数/月	130	133	136	120	122	112
	時間数/月	1,586	1,618	1,652	1,533	1,603	1,543
行動援護	利用者数/月	123	148	153	124	147	131
	時間数/月	1,602	1,805	2,009	1,673	1,558	1,485
重度障がい者等 包括支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	時間数/月	171	171	171	0	0	0
移動支援事業 (地域生活支援事業)	利用者数/月	461	471	481	430	469	475
	時間数/月	3,700	3,780	3,860	3,713	4,169	4,198

注：2021年度(令和3年度)，2022年度(令和4年度)は3月分の実績，2023年度(令和5年度)は6月分の実績

2 日中活動系サービス

就労移行支援は、利用者数・日数共に計画値を上回っています。

就労定着支援の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

短期入所（福祉型）及び短期入所（医療型）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数・日数共に計画値を下回っています。

自立生活援助の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

日中一時支援事業（地域生活支援事業）の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
生活介護	利用者数/月	1,068	1,084	1,101	1,060	1,105	1,107
	日数/月	22,032	22,463	22,903	21,402	23,170	22,372
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	1	1	1	2	0	0
	日数/月	23	23	23	46	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	35	38	41	30	33	39
	日数/月	794	865	943	732	850	928
就労移行支援	利用者数/月	55	60	65	65	75	95
	日数/月	1,129	1,328	1,438	1,201	1,462	1,801
就労継続支援A型	利用者数/月	279	281	283	289	297	292
	日数/月	5,763	5,804	5,845	6,019	6,194	6,033
就労継続支援B型	利用者数/月	1,204	1,217	1,230	1,185	1,219	1,247
	日数/月	21,164	21,853	22,565	20,702	21,955	21,760
就労定着支援	利用者数/月	15	26	38	3	15	17
療養介護	利用者数/月	86	87	88	79	76	77
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	259	266	273	175	226	250
	日数/月	2,164	2,191	2,219	1,729	1,993	2,029
短期入所 (医療型)	利用者数/月	25	26	28	8	17	19
	日数/月	87	91	95	31	58	55
自立生活援助	利用者数/月	3	4	6	1	1	1
地域活動支援センター (地域生活支援事業)	か所数	5	5	5	5	5	5
	利用者数/日	90	90	90	78	77	79
日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	利用者数/月	353	356	358	249	256	251
	日数/月	1,667	1,677	1,686	1,004	1,303	1,167

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は6月分の実績

3 居住系サービス

グループホーム（共同生活援助）、施設入所支援、福祉ホーム（地域生活支援事業）の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
グループホーム (共同生活援助)	利用者数/月	514	536	560	537	541	539
施設入所支援	利用者数/月	348	347	346	355	343	343
福祉ホーム (地域生活支援事業)	利用者数/月	10	10	10	9	10	10

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は6月分の実績

4 相談支援

地域移行支援、地域定着支援の利用者数は、いずれも計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
計画相談支援	利用者数/月	789	845	901	699	743	784
地域移行支援	利用者数/月	3	3	3	0	1	0
地域定着支援	利用者数/月	10	12	15	4	6	6

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

5 地域生活支援事業

成年後見制度利用支援事業の利用件数は、計画値を上回っています。

コミュニケーション支援事業のうち、要約筆記、失語症者向け意思疎通支援事業の利用者数については、計画値を大きく上回っています。また、点訳の利用者数については、計画値を大きく下回っています。

手話のボランティア養成の修了者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催規模を縮小したため、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値			
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	
相談支援事業	基幹相談支援センター	か所数	1	1	1	1	1	
	住宅入居等支援事業 (居住サポート支援)	か所数	1	1	1	1	1	
	成年後見制度 利用支援事業	件数	14	15	16	16	10	18
コミュニケーション支援事業	手話通訳	利用者数(延)	580	590	600	515	506	535
	要約筆記	利用者数(延)	49	52	55	51	61	74
	盲ろう者通訳・介助員	利用者数(延)	120	120	120	72	88	100
	音訳	利用者数(延)	745	745	745	720	683	660
	点訳	利用者数(延)	81	83	85	67	41	36
	失語症者向け 意思疎通支援者	利用者数(延)	1	1	1	0	16	22
	手話ボランティア養成	修了者数	120	120	120	72	86	90
	要約筆記ボランティア養成	修了者数	10	10	10	0	10	10
	点訳ボランティア養成	修了者数	10	10	10	3	5	10
	手話通訳者養成	修了者数	14	14	14	12	12	13
	要約筆記者養成	修了者数	1	1	1	0	2	2
	盲ろう者通訳・介助員養成	修了者数	1	1	1	0	0	1
	失語症者向け 意思疎通支援者養成	修了者数	1	1	1	7	8	0
	手話通訳登録	登録者数	55	57	59	51	53	55
要約筆記登録	登録者数	70	72	74	71	79	81	

注：相談支援事業、コミュニケーション支援事業は、2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

日常生活用具給付事業の給付件数については、介護・訓練支援用具、住宅改修費は計画値を大きく下回っていますが、情報・意思疎通支援用具は計画値を上回っています。その他の品目はおおむね計画どおりです。

訪問入浴サービスは、利用者数・回数共に計画値を下回っています。

障がい児等療育支援事業については、訪問療育の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値			
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付件数	38	38	39	31	21	26
	自立生活支援用具	給付件数	62	64	66	48	42	54
	在宅療養等支援用具	給付件数	98	102	105	95	100	99
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	61	65	67	69	84	76
	排泄管理支援用具	給付件数	10,728	10,794	10,829	10,751	10,848	10,811
	住宅改修費	給付件数	11	11	12	4	7	6
移動支援事業(再掲)	利用者数/月	461	471	481	430	469	475	
	時間数/月	3,700	3,780	3,860	3,713	4,169	4,198	
地域活動支援センター(再掲)	か所数	5	5	5	5	5	5	
	利用者数/日	90	90	90	78	77	79	
訪問入浴サービス	利用者数/月	11	11	11	9	8	8	
	回数/月	70	70	70	63	61	52	
日中一時支援事業(再掲)	利用者数/月	353	356	358	249	256	251	
	日数/月	1,667	1,677	1,686	1,004	1,303	1,167	
障がい児等療育支援事業	事業所数	か所数	6	6	6	6	6	6
	訪問療育	利用者数(延)	320	320	320	7	16	25
	外来療育	利用者数(延)	4,020	4,040	4,060	2,866	3,239	3,612
	施設支援一般指導	利用者数(延)	—	—	—	8	14	20

注1:日常生活用具給付事業、障がい児等療育支援事業は、2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

注2:移動支援事業、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、日中一時支援事業は、2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は6月分の実績

6 障がい児支援

(1) 障がい児通所支援

児童発達支援, 放課後等デイサービスは利用者数・日数共に計画値を上回っています。

医療型児童発達支援は, 利用者数・日数共に計画値を大きく下回っています。

保育所等訪問支援は, 利用者数・日数共に計画値を大きく上回っています。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数は, 計画値を大きく上回っています。

居宅訪問型児童発達支援は, 利用実績がありません。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援	利用者数/月	972	1,014	1,043	1,141	1,261	1,117
	日数/月	7,145	7,700	8,185	8,154	9,228	9,620
医療型 児童発達支援	利用者数/月	21	22	22	18	12	11
	日数/月	102	116	116	71	51	39
放課後等 デイサービス	利用者数/月	2,247	2,397	2,497	2,264	2,551	2,756
	日数/月	24,036	25,641	26,711	22,961	28,514	31,187
保育所等 訪問支援	利用者数/月	45	50	55	25	34	102
	日数/月	58	64	71	25	39	106
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	2	2	2	0	0	0
	日数/月	8	8	8	0	0	0
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人	11	12	13	12	19	19

注1:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は3月分の実績, 2023年度(令和5年度)は6月分の実績

注2:コーディネーター配置数は, 2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

(2) 障がい児相談支援

障がい児相談支援の利用者数は増加傾向にあり, おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障がい児 相談支援	利用者数/月	425	467	511	374	445	479

注:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

(3) 障がい児の子ども・子育て支援等

放課後児童クラブは、計画値を上回っていますが、その他の種別は、計画値を下回っています。

種別	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
保育所	児童数	380	370	360	359	367	237
認定こども園	児童数	240	250	260	275	279	192
幼稚園(公立)	児童数	60	60	60	45	48	38
放課後児童クラブ	児童数	450	450	450	467	558	579

注1:2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は7月分の実績。ただし、放課後児童クラブは、各年度7月1日現在の実績。

注2:保育所、認定こども園、幼稚園(公立)は、障がい者手帳所持又は医師の診断を受けている児童数。放課後児童クラブは、特別支援学級に通っている児童数。

7 その他の活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催規模を縮小したため、計画値を大きく下回っています。

ペアレントメンターの人数は15人を目標としており、おおむね計画どおりです。

また、ピアサポートの活動への参加人数は3人を目標としていましたが、目標値を大きく上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	6	7	0	0	2
ペアレントメンターの人数	人	13	14	15	8	13	15
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	2	3	7	1	20

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、おおむね目標どおりとなっています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	1	2	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	人	0	26	52	21	22	22
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	利用者数 /月	1	1	1	0	1	1
精神障がい者の地域定着支援	利用者数 /月	1	1	1	1	2	2
精神障がい者の共同生活援助	利用者数 /月	123	132	143	122	122	130
精神障がい者の自立生活援助	利用者数 /月	1	1	1	0	1	1

注: 2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

(3) 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化については、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数は、目標値を大きく上回っています。

地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	168	192	216	216	204	188
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	30	30	30	70	54	62
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	60	60	60	6	45	60

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

(4) 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等の質の向上については、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数は、目標値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人	10	10	10	3	4	5
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	有	有	有	有	有	有
	実施回数	12	12	12	12	12	12

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

第4章

成果目標の設定

【1】福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域移行

2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数 343 人に対して、
2026年度（令和8年度）末までに 11 人（3.2%）が地域生活へ移行する。

	第6期			第7期			
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	地域生活 移行率
施設入所者の 地域移行者数	0人	0人	11人				3.2%

注1:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績

注2:施設入所者の地域移行者数の11人は, 2023年度(令和5年度)から2026年度(令和8年度)までの間で地域に移行する施設入所者数の目標値

国の基本指針[※]では, 基準時(2022年度(令和4年度)末)の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし, 第6期計画で設定した目標値が2023年度(令和5年度)末に達成されないと見込まれる場合にはその未達成割合を加算することとなります。

本市においては, 第6期計画の未達成割合(5.4%)を国の基本指針(6%)に加算すると目標値は40人となりますが, 現在の入所者は重度の人が多く退所が困難な状況にあること, 直近3か年における地域移行者数の実績や各福祉施設への聞き取り等総合的に判断し目標設定しています。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)

**(2) 施設入所者の削減
設定しない**

	第6期			第7期				削減割合
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)		
施設入所者の 増減数	5人	▲12人	/				/	
施設入所者数 の合計	355人	343人						

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績

国の基本指針[※]では、基準時(2022年度(令和4年度)末)からの累計削減率5%以上を基本とし、(1)と同様に未達成割合を加算することとなります。

本市においては、第6期計画の未達成割合(2.5%)を国の基本指針(5%)に加算すると目標値は26人となりますが、入所者に重度の人が多く退所が困難であることや、入所待機者が多く、退所者が出て待機者の入所により削減とはならない状況を踏まえて、一律の削減目標は設定しないこととします。

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)

【 今後の取組 】

- 地域生活への移行を促進するため、「現在の施設入所者の地域生活への移行」と「入所待機者数の減少」を図ります。
- 重度の障がいを持つ人が入居できる「日中サービス支援型グループホーム」の整備の推進に努めます。
- 施設入所から地域への移行を希望する人が、円滑に地域生活へ移行できるよう、地域生活支援拠点等及び関係機関との連携を進めます。
- 居宅での生活を支援する訪問系サービス、訓練の場、創作活動の場、憩いの場である日中活動系サービスを充実させるとともに、日常生活上の様々な問題に対応するための相談機能の充実を図るため、相談支援専門員の確保と質向上に向けた取組を進めます。
- 市内グループホームの空き情報の提供に努めます。

【2】地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の状況

2026年度（令和8年度）までに、コーディネーターの配置を含め、地域生活支援拠点等の整備体制を拡充し、支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行う。

	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
① 地域生活支援拠点等の設置状況	有	整備拡充
② コーディネーターの配置人数	—	5人
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	—	配置
④ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	0回/年	1回/年

(2) 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の整備

2026年度（令和8年度）までに、強度行動障がいをもつ障がい者に対し、地域の関係機関が連携し支援体制を整備する。

	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
強度行動障がいをもつ障がい者に関するニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	—	整備

【今後の取組】

- 地域生活支援拠点等の5つの機能充実を関係機関等と協議しながら進めます。
- 福山市障がい者総合支援協議会において運用状況を検証し、現状と課題、今後の対応策の共有を行います。
- 強度行動障がい者の支援については、地域生活支援拠点等を担う関係機関等と連携しながら支援ニーズの把握や専門的人材の育成等体制の整備を行います。

【3】福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

2026年度（令和8年度）に70人が一般就労する。

第6期			第7期			
2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2021年度(令和3年度)からの移行割合
42人	51人	56人	61人	65人	70人	1.67倍

注:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

① 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から, 2026年度（令和8年度）に28人が一般就労する。

第6期			第7期			
2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2021年度(令和3年度)からの移行割合
12人	21人	23人	25人	26人	28人	2.33倍

注:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

② 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から, 2026年度（令和8年度）に18人が一般就労する。

第6期			第7期			
2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2021年度(令和3年度)からの移行割合
13人	10人	12人	14人	16人	18人	1.38倍

注:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

③ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から、2026年度（令和8年度）に24人が一般就労する。

第6期			第7期			
2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2021年度(令和3年度)からの移行割合
17人	20人	21人	22人	23人	24人	1.41倍

注:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

(2) 就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労移行者の割合

就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の割合を50.0%とする。

	2021年度 (令和3年度)	2026年度 (令和8年度)
① 就労移行支援事業所数	9か所	16か所
② 上記①のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1か所	8か所
③ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	11.1%	50.0%

(3) 就労定着支援事業の利用者数

2026年度（令和8年度）に26人が就労定着支援を利用する。

第6期			第7期			
2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2021年度(令和3年度)との比較
3人	15人	17人	20人	23人	26人	8.7倍

注:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

(4) 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数の割合を28.6%とする。

	2021年度 (令和3年度)	2026年度 (令和8年度)
① 就労定着支援事業所数	1か所	7か所
② 上記①のうち就労定着率が7割以上の事業所数	1か所	2か所
③ 就労定着率7割以上の事業所の割合	100.0%	28.6%

【 今後の取組 】

- 事業所における生産活動、就労、求職活動及び定着のための支援が適切に行われるよう助言・指導を行います。
- 就労継続支援A型事業所の運営適正化に取り組みます。
- 就労移行支援事業所の機能強化に取り組みます。
- 就労定着支援事業所の参入の促進に取り組みます。
- 一般就労中における障がい福祉サービスの一時的な利用について、支援の必要性に応じて適切に利用できるよう取り組みます。
- 東部地域障害者就業・生活支援センター等と連携して、就労に向けた支援、就労中の支援、離職後の支援など、利用者の状況、ライフステージに応じた支援を進めます。

【4】障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

児童発達支援センターの設置数を維持するとともに、中核的な支援機能を強化する。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援等を活用した推進体制の充実を図る。

(3) 主に重症心身障がい児に対応した事業所の確保

2026年度（令和8年度）末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を10か所以上、放課後等デイサービス事業所を15か所以上にする。

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場及びコーディネーター

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による協議の場を設置する。また、2026年度（令和8年度）末までにコーディネーターを25人配置する。

	2022年度 (令和4年度)	2026年度 (令和8年度)
① 児童発達支援センターの設置数	5か所	5か所
② 児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実（保育所等訪問支援事業所の設置数）	充実 (15か所)	充実 (19か所)
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	6か所	10か所
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	11か所	15か所
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置※	充実※
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	19人	25人

※ 福山市慢性疾病児童等地域支援協議会

【 今後の取組 】

- 児童発達支援センターを核として、障がい児の重層的な支援体制の強化を図ります。
- 保育所等訪問支援等を活用し、障がい児通所支援事業所と保育所、学校等関係機関との連携を図ります。
- 重症心身障がい児及びその家族が安心して地域で暮らせるよう、サービスの充実を図ります。
- 医療的ケア児については、広島県医療的ケア児支援センターと連携し、支援の充実を図ります。また、「福山市慢性疾病児童等地域支援協議会」において、関係機関・団体等との連携、地域課題の把握及び対応策を検討します。

【5】相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの機能強化

基幹相談支援センター（クローバー）の機能強化を図る。

(2) 障がい者総合支援協議会における検討体制

福山市障がい者総合支援協議会における検討体制を維持する。

【 今後の取組 】

- 相談支援事業所と他職種が連携するための取組を支援します。
- 関係機関と連携して、相談支援専門員の確保と質向上に向けた取組を進めます。
- 職員の資質向上を図るための研修等の情報提供をし、参加を促進します。
- 適切な支給決定を行う観点から、セルフプランの質向上に向けた取組を進めます。
- 主任相談支援専門員を中心とした指導、助言の取組を進めます。
- 相談支援専門員と連携し事例の共有化を図り、相談機能の充実を図ります。

【1】訪問系サービス

【現状と課題】

訪問系サービスは、障がい者（児）が在宅生活を継続するうえで欠かせないものです。障がい特性や生活実態に応じた支援や、たん吸引や経管栄養の処置といった医療的ケアに対する支援など、専門性の高いサービス提供が求められています。

その一方で事業所アンケートによると、ヘルパーの高齢化による退職や、人材不足のため従業員の確保が困難であり、ニーズに対応できていないとの声が寄せられています。

引き続き、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、ニーズに対応することができる体制整備が必要です。

【見込量確保のための方策】

- 福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を関係機関と連携して進めるために設置された福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会に参画する中で、福祉人材の確保に取り組めます。
- 福祉・介護の人材確保に向けて情報発信に取り組めます。
- 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、未算定の事業者に対して、申請勧奨や個別相談等を行い、算定を促します。
- 同行援護、行動援護の提供体制の充実に努めます。
- 医療的ケアが必要な人や重度心身障がい者が、必要な支援を受けられるよう、提供体制の充実に努めます。

●実績と見込●

()内は第6期計画における見込量(以下同様)

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
居宅介護	利用者数/月	916 (963)	888 (982)	895 (1,002)	920	940	960
	時間数/月	12,499 (12,502)	12,431 (12,752)	12,103 (13,007)	12,650	12,800	12,950
重度訪問介護	利用者数/月	25 (21)	33 (22)	32 (23)	39	42	45
	時間数/月	4,870 (3,850)	7,133 (4,034)	6,865 (4,217)	8,450	9,582	10,446
同行援護	利用者数/月	120 (130)	122 (133)	112 (136)	126	129	132
	時間数/月	1,533 (1,586)	1,603 (1,618)	1,543 (1,652)	1,641	1,672	1,703
行動援護	利用者数/月	124 (123)	147 (148)	131 (153)	156	162	168
	時間数/月	1,673 (1,602)	1,558 (1,805)	1,485 (2,009)	1,728	1,786	1,844
重度障がい者等 包括支援	利用者数/月	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
	時間数/月	0 (171)	0 (171)	0 (171)	187	187	187
移動支援事業 (地域生活支援事業)	利用者数/月	430 (461)	469 (471)	475 (481)	509	545	584
	時間数/月	3,713 (3,700)	4,169 (3,780)	4,198 (3,860)	4,412	4,637	4,874

注:2021年度(令和3年度),2022年度(令和4年度)は3月分の実績,2023年度(令和5年度)は6月分の実績

【2】日中活動系サービス

【現状と課題】

障がい者(18歳以上)アンケート調査によると、「働いていない」と回答した人の59.6%が「働くつもりはない(またはできない)」と回答しています。

一方で、「働いている」と回答した人は44.5%となっています。このうち「福祉施設・作業所などで働いている」と回答した人の17.7%が一般就労を希望しています。

引き続き、障がい者の社会参加を促進するため、日中生活の場を確保するとともに、一般就労を希望する障がい者への支援や、就労後の職場定着に向けた取組を進めることが重要です。

また、優先調達の推進、企業等への障がい者の雇用促進に向けた啓発や、障がい者の雇用支援の取組が必要です。

【見込量確保のための方策】

- 必要に応じて日中活動の場を利用できるよう、提供体制の確保に努めます。
- 一般就労をすることが難しい障がい者に、障がいの特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう努めます。
- 就労移行支援事業所を中心として、適切な就労アセスメントを実施し、適性に合ったサービス利用につなげます。
- 就労定着支援事業所の参入の促進に取り組みます。
- 東部地域障害者就業・生活支援センター等と連携して、就労に向けた支援、就労中の支援、離職後の支援など、利用者の状況、ライフステージに応じた支援を進めます。
- 福山市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく障がい福祉サービス事業所等への優先発注をはじめとして、販路の拡大・開拓に努め、安定した収入の確保と雇用の創出を図ります。
- 就労継続支援A型・B型事業所の状況を確認し、運営の適正化を図ります。
- 生活介護、就労継続支援A型・B型の供給量が計画に定める必要量を超える場合、総量規制を検討します。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
生活介護	利用者数/月	1,060 (1,068)	1,105 (1,084)	1,107 (1,101)	1,150	1,174	1,199
	日数/月	21,402 (22,032)	23,170 (22,463)	22,372 (22,903)	23,500	24,017	24,545
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	2 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
	日数/月	46 (23)	0 (23)	0 (23)	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	30 (35)	33 (38)	39 (41)	42	44	46
	日数/月	732 (794)	850 (865)	928 (943)	971	986	1,001
就労移行支援	利用者数/月	65 (55)	75 (60)	95 (65)	118	132	138
	日数/月	1,201 (1,129)	1,462 (1,328)	1,801 (1,438)	2,287	2,614	2,938
就労継続支援A型	利用者数/月	289 (279)	297 (281)	292 (283)	296	300	304
	日数/月	6,019 (5,763)	6,194 (5,804)	6,033 (5,845)	6,073	6,175	6,278
就労継続支援B型	利用者数/月	1,185 (1,204)	1,219 (1,217)	1,247 (1,230)	1,269	1,292	1,315
	日数/月	20,702 (21,164)	21,955 (21,853)	21,760 (22,565)	22,205	22,659	23,123
就労定着支援	利用者数/月	3 (15)	15 (26)	17 (38)	20	23	26
療養介護	利用者数/月	79 (86)	76 (87)	77 (88)	78	79	80
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	175 (259)	226 (266)	250 (273)	260	272	284
	日数/月	1,729 (2,164)	1,993 (2,191)	2,029 (2,219)	2,149	2,250	2,330
短期入所 (医療型)	利用者数/月	8 (25)	17 (26)	19 (28)	20	21	22
	日数/月	31 (87)	58 (91)	55 (95)	58	61	63
自立生活援助	利用者数/月	1 (3)	1 (4)	1 (6)	1	1	1
日中一時支援 (地域生活支援事業)	利用者数/月	249 (353)	256 (356)	251 (358)	274	299	327
	日数/月	1,004 (1,667)	1,303 (1,677)	1,167 (1,686)	1,260	1,360	1,468

注:2021年度(令和3年度),2022年度(令和4年度)は3月分の実績,2023年度(令和5年度)は6月分の実績

【3】居住系サービス

【現状と課題】

障がい者（18歳以上）アンケート調査によると、地域で暮らすための支援として、「相談支援の充実」（30.2%）、「緊急時の居場所の確保」（27.6%）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（27.5%）、「障がいのある人に適した住まいの確保」（25.8%）が求められており、地域においてこれらの体制を構築する必要があります。

これまでも、施設や病院から地域生活へ移行する人の住まいの場として、グループホームを整備してきました。引き続き、地域生活への移行を推進するための体制を確保する必要があります。

【見込量確保のための方策】

- 重度の障がいを持つ人が入居できる「日中サービス支援型グループホーム」の整備の推進に努めます。
- グループホームの利用促進にあたっては、グループホームの体験利用等を通じて円滑な利用につながるよう、相談や必要な支援を行います。
- 市内グループホームの空き情報の提供に努めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
グループホーム (共同生活援助)	利用者数/月	537 (514)	541 (536)	539 (560)	566	580	594
施設入所支援	利用者数/月	355 (348)	343 (347)	343 (346)	355	355	355
福祉ホーム (地域生活支援事業)	利用者数/月	9 (10)	10 (10)	10 (10)	10	10	10

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は6月分の実績

【4】相談支援

【現状と課題】

障がい者（18歳以上）アンケート調査によると、サービスを利用しやすくするために必要なことについて、「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を提供してほしい」（45.0%）が挙げられています。

一方で、事業所からは人材不足や多岐にわたる業務量により相談支援専門員の負担増の声が寄せられています。また、相談支援事業所だけでは対応できないケースも増えています。

現在、福山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会において、市内を5ブロックに分け、相談支援事業所と他職種が連携するための取組が進められています。

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所と他職種が連携するための取組を支援します。
- 関係機関と連携して、相談支援専門員の確保とサービス提供の質向上に向けた取組を進めます。
- サービスの利用促進への取組として、職員の資質向上を図るための研修の実施や関係機関に情報提供をします。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
計画相談支援	利用者数/月	699 (789)	743 (845)	784 (901)	852	918	968
地域移行支援	利用者数/月	0 (3)	1 (3)	1 (3)	5	5	5
地域定着支援	利用者数/月	4 (10)	6 (12)	6 (15)	10	10	10

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

【5】障がい児通所支援

【現状と課題】

障がい児（18歳未満）アンケート調査によると、障がい児通所支援事業の利用の有無について、「支給決定を受けており、利用している」の割合が85.7%となっています。

発達障がいの診断を受けている児童についても、86.4%が「支給決定を受けており、利用している」と回答しており、支援が必要な児童に対する療育の提供はおおむね行われていると考えられます。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者数・日数共に計画値を上回る状況が続いています。

一方、発育・発達上の支援が必要な子どものために必要なことについて、「保育所、学校、病院、障がい児通所支援事業所が連携して療育支援をしてくれること」（65.7%）、「通所・通学先で障がいの特性や発達に合わせた支援をしてくれること」（62.6%）が求められており、引き続き、障がいのある児童の通所、通学先との連携を図りながら、利用児童に応じた療育の提供や支給決定を行うなど、質の確保に向けた取組を行う必要があります。

また、医療的ケアが必要な子どもは診断を受けていない子どもに比べ、サービスへの困りごとが多い傾向にあることから、医療的ケア児コーディネーターとの関わりが重要です。

【見込量確保のための方策】

- 研修等を通じて、障がい児通所支援事業の質向上に努めます。
- 放課後等デイサービスについて、引き続き、関係機関と連携し適正化に向けた取組を進めます。
- 保育所等訪問支援等を活用し、障がい児通所支援事業所と保育所、学校等関係機関との連携を図ります。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスの供給量が本計画に定める必要量を超える場合、総量規制を検討します。
- 医療的ケアが必要な児童が必要な支援を受けられるよう、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。
- 医療的ケア児コーディネーターのスキルを共有する場を持つなど専門的な人材の育成につながるよう取組を進めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
児童発達支援※	利用者数/月	1,141 (972)	1,261 (1,014)	1,117 (1,043)	1,440	1,500	1,550
	日数/月	8,154 (7,145)	9,228 (7,700)	9,620 (8,185)	10,980	11,270	11,440
医療型 児童発達支援※	利用者数/月	18 (21)	12 (22)	11 (22)	12	13	14
	日数/月	71 (102)	51 (116)	39 (116)	47	56	63
放課後等 デイサービス	利用者数/月	2,264 (2,247)	2,551 (2,397)	2,756 (2,497)	3,125	3,235	3,299
	日数/月	22,961 (24,036)	28,514 (25,641)	31,187 (26,711)	32,526	33,239	33,619
保育所等訪問支援	利用者数/月	25 (45)	34 (50)	102 (55)	46	49	52
	日数/月	25 (58)	39 (64)	106 (71)	51	54	57
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	0 (2)	0 (2)	0 (2)	2	2	2
	日数/月	0 (8)	0 (8)	0 (8)	8	8	8
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネーター 配置数	人	12 (11)	19 (12)	19 (13)	21	23	25

注1:2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は3月分の実績, 2023年度(令和5年度)は6月分の実績

注2:コーディネーター配置数は, 2021年度(令和3年度), 2022年度(令和4年度)は実績, 2023年度(令和5年度)は見込み

※ 児童発達支援は, 2024年(令和6年)4月1日から福祉型と医療型が統合

【6】障がい児相談支援

【現状と課題】

障がい児（18歳未満）アンケート調査によると、相談先に望むことについて、「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」（62.6%）が挙げられています。

次いで「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」（48.7%）、「どのような相談先があるのか、詳しい情報を提供すること」（45.7%）、「1か所でどんな相談にも対応できること」（42.3%）が挙げられています。

個人の状況や相談ニーズに対応することのできる質の高い相談支援体制が求められています。

一方で事業所からは、相談支援事業所と同様に、人材不足や業務量の増加により相談支援専門員の負担増の声が寄せられています。

【見込量確保のための方策】

- 福山市障がい者総合支援協議会等の関係機関と連携して、相談支援専門員の確保と質向上に向けた取組を進めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
障がい児相談支援	利用者数/月	374 (425)	445 (467)	479 (511)	553	617	672

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

【7】障がい児の子ども・子育て支援等

【現状と課題】

障がい児の子ども・子育て支援については、関係機関との連携や情報共有を図る中で、支援体制を構築することが必要です。

その一方で事業所アンケートによると、放課後等デイサービスにおいて学校との連携をしているという声は多くあるものの、放課後児童クラブとの連携をしているという声は多くはありませんでした。

関係機関相互の連携を促進させることで支援体制を構築し、地域での対応力の向上を図る必要があります。

【見込量確保のための方策】

- 関係機関との連携を促進する中で支援体制を構築し、地域での対応力向上を図る取組を進めます。

●実績と見込●

種別	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	必要な見込量
保育所	児童数	359 (380)	367 (370)	237 (360)	350	340	330	330
認定こども園	児童数	275 (240)	279 (250)	192 (260)	270	280	290	290
幼稚園(公立)	児童数	45 (60)	48 (60)	38 (60)	60	60	60	60
放課後児童クラブ	児童数	467 (450)	558 (450)	579 (450)	530	530	530	530

注1:2021年度(令和3年度),2022年度(令和4年度)は3月分の実績,2023年度(令和5年度)は7月分の実績。ただし,放課後児童クラブは,各年度7月1日現在の実績。

注2:保育所,認定こども園,幼稚園(公立)は,障がい者手帳所持又は医師の診断を受けている児童数。放課後児童クラブは,特別支援学級に通っている児童数。

【8】発達障がい者等に対する支援

【現状と課題】

発達障がい者等に対する支援については、本人だけではなく、保護者をはじめとする家族等への支援も含めて体制を構築することが必要です。

障がい児（18歳未満）アンケート調査によると、ペアレントメンターの認知状況については、「言葉も内容も知っている」が7.2%、「言葉を知っているが、内容は知らない」が7.9%、合計15.1%でした。また、ペアレントメンターへの相談意向については「相談してみたい」が20.4%でした。ペアレントメンターの認知度の向上をはじめ、相談しやすい環境整備が必要です。

また、障がい児（18歳未満）アンケート調査において、ピアサポート活動への参加意向については、「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」は6.4%、「悩みなどを聞いてもらう立場で参加してみたい」は7.9%、「具体的な内容を聞いた上で参加を検討してみたい」は53.6%、合計67.9%と、この活動へのニーズが一定程度あると考えられます。

【見込量確保のための方策】

- ペアレントメンターに気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、ペアレントトレーニング等について取組を推進します。
- ピアサポートの活動については、障がい者相談員と連携し相談支援の場の確保に努めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援プログラムの受講者数	人	0 (5)	0 (6)	2 (7)	3	3	3
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの支援プログラムの実施者数	人	—	—	—	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	7 (1)	1 (2)	20 (3)	24	27	30

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

【9】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

障がい者（18歳以上）アンケート調査によると、精神障がいのある人の近所の人との付き合いについて、「ほとんどない」が53.4%となっています。また、地域の行事や活動については、「参加していない」と回答した割合が75.6%となっています。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。

【見込量確保のための方策】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。
- 一般住宅への入居支援に向けては、相談や関係機関との連絡調整を行う住宅入居等支援事業（居住サポート支援）を活用し地域生活の支援に取り組みます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1 (0)	1 (1)	1 (2)	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	人	21 (0)	22 (26)	22 (52)	22	22	22
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1 (0)	1 (0)	1 (1)	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	利用者数/月	0 (1)	1 (1)	1 (1)	3	3	3
精神障がい者の地域定着支援	利用者数/月	1 (1)	2 (1)	2 (1)	3	3	3
精神障がい者の共同生活援助	利用者数/月	122 (123)	122 (132)	130 (143)	132	134	137
精神障がい者の自立生活援助	利用者数/月	0 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	7 (-)	8 (-)	10 (-)	10	10	10

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

【10】 相談支援体制の充実・強化

【 現状と課題 】

相談支援は、障がい福祉サービス等の支援の入り口となる重要な事業ですが、事業所アンケートでは、相談支援専門員の確保や他の相談支援事業所との連携・調整などが課題として挙げられており、ニーズに見合う相談支援体制の確保が必要となっています。

【 見込量確保のための方策 】

- 基幹相談支援センター（クローバー）を中心として相談支援事業所の連携強化などの相談支援体制の充実・強化に取り組みます。
- 福山市障がい者総合支援協議会において相談支援の質の向上に向けた検討を行います。

●実績と見込●

基幹相談支援センターを中心とした配置の状況

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置状況	か所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	216 (168)	204 (192)	188 (216)	180	180	180
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	70 (30)	54 (30)	62 (30)	60	60	60
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	6 (60)	45 (60)	60 (60)	60	60	60
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	—	—	—	12	12	12
主任相談支援専門員の配置数	人	—	—	—	5	5	5

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

福山市障がい者総合支援協議会での検討状況

サービス種類	単位	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	12	12	12
参加事業者・機関数	機関	12	12	12
専門部会の設置	設置の有無	有	有	有
専門部会の実施回数	回	20	20	20

【11】 障がい福祉サービス等の質の向上

【 現状と課題 】

事業所アンケートによると、サービスの質の評価に対する取組は、障がい児通所支援事業所において進んでいる一方で、障がい福祉サービス事業所では半数程度にとどまっています。

近年、障がい福祉サービス等の多様化とともに多くの事業者が参入しているため、利用者の必要とするサービスが提供されるよう取組を進める必要があります。

【 見込量確保のための方策 】

- システムを活用した請求内容の分析や監査指導体制を整え、質の向上に取り組みます。
- 障がい者虐待防止や「性的マイノリティ」への配慮など、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めるよう、各種研修・指導の機会を通じ周知徹底を図ります。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有
	実施回数	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12	12	12
指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	体制の有無	—	—	—	有	有	有
指導監査結果の関係自治体との共有回数	回	—	—	—	1	1	1

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

【12】地域生活支援事業

1 相談支援事業

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、相談先に望むこととして、「1か所でどんな相談にも対応できること」が38.0%と最も多くなっています。また、「どのような相談先があるのか、詳しい情報を提供すること」「障がい特性に応じて専門の相談ができること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」等も上位となっていることから、相談支援体制の充実が求められています。

本市では、基幹相談支援センター（クローバー）を中核として、地域の相談支援事業所等と連携し、総合的・専門的な相談支援体制の充実に取り組んでいます。

また、権利擁護支援センターについても、介護者の高齢化や「親亡き後」が社会問題となっており、引き続き利用促進を図ります。

加えて、障がい者虐待防止センターと連携し、成年後見制度の周知や利用促進を図るとともに障がい者への虐待防止に向けた啓発活動のほか、早期発見・早期対応、養護者への支援の充実に取り組みます。

住宅入居等支援事業（居住サポート支援）では、賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者に対し、入居支援や相談、関係機関との連絡調整を行い、地域生活の支援に取り組めます。

さらに、障がい者相談員が、ピアサポーターとして地域の障がい者やその家族から不安や悩みの相談を受け、支援機関や専門相談機関等につなげるよう、引き続き取り組めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
基幹相談支援センター	か所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート支援)	か所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
成年後見制度 利用支援事業	件数	16 (14)	10 (15)	18 (16)	19	20	21

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

2 コミュニケーション支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能や視覚に障がいのある人の意思疎通を支援するため、日常生活や社会生活上で必要な手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション支援者を派遣します。また、手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション支援者の養成に引き続き取り組みます。併せて、手話通訳や要約筆記のコミュニケーション支援者等の派遣については、支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう、制度の周知等に努めます。

【 実施事業 】

- 手話通訳、要約筆記、点訳のボランティアの養成
- 手話通訳や要約筆記のコミュニケーション支援者の派遣
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成や派遣
- ろうあ者等相談員（手話通訳者）の配置
- オンライン会議アプリを利用した遠隔手話通訳の実施
- 聴覚障がいや視覚障がいに対応した支援や情報を提供する地域活動支援センターの支援

●実績と見込● 年間利用人数

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話通訳	利用者数(延)	515 (580)	506 (590)	535 (600)	600	600	600
要約筆記	利用者数(延)	51 (49)	61 (52)	74 (55)	75	76	77
盲ろう者通訳・介助員	利用者数(延)	72 (120)	88 (120)	100 (120)	120	120	120
音訳	利用者数(延)	720 (745)	683 (745)	660 (745)	660	660	660
点訳	利用者数(延)	67 (81)	41 (83)	36 (85)	36	36	36
失語症者向け 意思疎通支援者	利用者数(延)	0 (1)	16 (1)	22 (1)	22	22	22

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

●実績と見込● ボランティア養成講習年間修了者数

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話通訳	修了者数	72 (120)	86 (120)	90 (120)	120	120	120
要約筆記	修了者数	0 (10)	10 (10)	10 (10)	10	10	10
点訳	修了者数	3 (10)	5 (10)	10 (10)	10	10	10

注:2021年度(令和3年度),2022年度(令和4年度)は実績,2023年度(令和5年度)は見込み

●実績と見込● 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修年間修了者数

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話通訳者	修了者数	12 (14)	12 (14)	13 (14)	14	14	14
要約筆記者	修了者数	0 (1)	2 (1)	2 (1)	2	2	2
盲ろう者通訳・介助員	修了者数	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	1
失語症者向け 意思疎通支援者	修了者数	7 (1)	8 (1)	0 (1)	2	2	2

注:2021年度(令和3年度),2022年度(令和4年度)は実績,2023年度(令和5年度)は見込み

●実績と見込● 手話通訳・要約筆記(コミュニケーション支援者)年間登録者数

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話通訳	登録者数	51 (55)	53 (57)	55 (59)	59	60	61
要約筆記	登録者数	71 (70)	79 (72)	81 (74)	83	85	87

注:2021年度(令和3年度),2022年度(令和4年度)は実績,2023年度(令和5年度)は見込み

3 日常生活用具給付事業

在宅の障がい者（児）に、生活環境の改善につながる日常生活用具を支給し、日常生活の質の向上を図ります。引き続き、障がい者手帳の交付時等に事業の周知に努めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護・訓練支援用具 (特殊寝台・特殊マット等)	給付件数	31 (38)	21 (38)	26 (39)	26	28	30
自立生活支援用具 (屋内信号装置・入浴 補助用具等)	給付件数	48 (62)	42 (64)	54 (66)	55	56	57
在宅療養等支援用具 (たん吸引器・ネブライザー等)	給付件数	95 (98)	100 (102)	99 (105)	100	104	108
情報・意思疎通支援用具 (ファックス・活字読上げ装置等)	給付件数	69 (61)	84 (65)	76 (67)	76	79	82
排泄管理支援用具 (ストマ用具)	給付件数	10,751 (10,728)	10,848 (10,794)	10,811 (10,829)	10,841	10,871	10,901
住宅改修費	給付件数	4 (11)	7 (11)	6 (12)	6	8	10

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

4 移動支援事業（再掲）

一人で外出することが困難な障がい者に、外出のための支援を行うことにより、自立した生活と社会参加を促進することを目的とします。引き続き、サービス提供体制の充実に努めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
移動支援事業	利用者数/月	430 (461)	469 (471)	475 (481)	509	545	584
	時間数/月	3,713 (3,700)	4,169 (3,780)	4,198 (3,860)	4,412	4,637	4,874

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は6月分の実績

5 地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会、関係機関との連携による総合的な相談支援、情報提供など、障がい者の地域生活、日中活動の支援を行うほか、障がい種別に対応した情報の提供、音訳や点訳、ボランティアの養成や生活訓練事業など多様なサービスの提供に取り組めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
地域活動支援センター	か所数	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	5	5
	利用者数/日	78 (90)	77 (90)	79 (90)	90	90	90

注:2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は6月分の実績

6 訪問入浴サービス

重度身体障がい者の地域生活を支援するため、自宅の浴室での入浴や施設に通所しての入浴が困難な人に、入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
訪問入浴サービス	利用者数/月	9 (11)	8 (11)	8 (11)	11	11	11
	回数/月	63 (70)	61 (70)	52 (70)	70	70	70

注:2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は6月分の実績

7 日中一時支援事業（再掲）

日中において介護者の休息や不在のときに、見守りと日中活動の場を提供します。このサービスには機能訓練や入浴介護などを行う生活型のサービスもあります。引き続き、サービス提供体制の充実に努めます。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
日中一時支援	利用者数/月	249 (353)	256 (356)	251 (358)	274	299	327
	日数/月	1,004 (1,667)	1,303 (1,677)	1,167 (1,686)	1,260	1,360	1,468

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は3月分の実績、2023年度(令和5年度)は6月分の実績

8 障がい児等療育支援事業

訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育所や障がい児通所支援事業所等の職員への療育技術の指導等を実施します。

早期療育につながるよう、引き続きこども発達支援センター・保育所・認定こども園・幼稚園・療育機関等の関係機関と連携を図ります。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
事業所数	か所数	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6	6	6
訪問療育	利用者数(延)	7 (320)	16 (320)	25 (320)	36	52	75
外来療育	利用者数(延)	2,866 (4,020)	3,239 (4,040)	3,612 (4,060)	3,828	4,057	4,300
施設支援一般指導	利用者数(延)	8 (-)	14 (-)	20 (-)	25	32	41

注：2021年度(令和3年度)、2022年度(令和4年度)は実績、2023年度(令和5年度)は見込み

9 その他の地域生活支援事業

このほか、次の事業を地域生活支援事業として実施します。

- 理解促進・研修啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- スポーツ・レクリエーション教室開催事業

【1】アンケート結果等の概要

1 市民アンケート調査結果

(1) 障がい者(18歳以上)アンケート調査結果

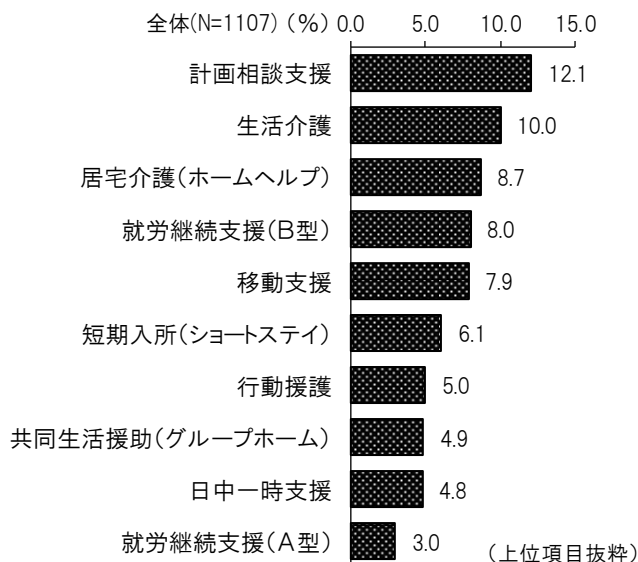
アンケート調査結果の中で、主な項目について記載します。

問 現在、支給決定を受けて利用しているサービスをすべてお答えください。
 問 今後、3年以内に利用したいサービスはありますか。(複数回答)

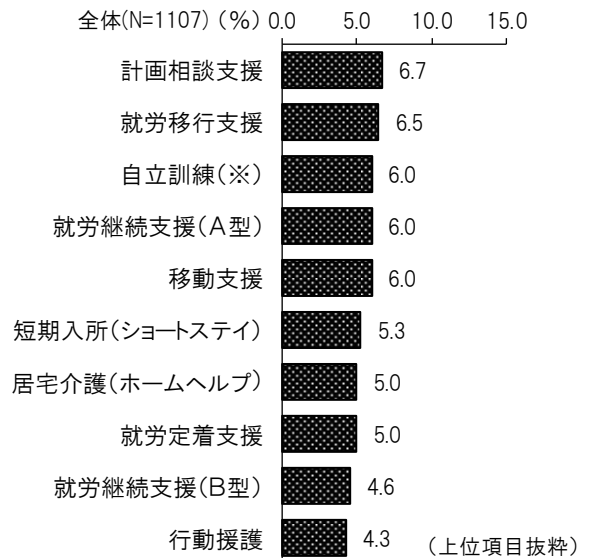
現在利用しているサービスについては、「計画相談支援」が最も多く、次いで「生活介護」「居宅介護(ホームヘルプ)」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「行動援護」「短期入所(ショートステイ)」「生活介護」「計画相談支援」「移動支援」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。

3年以内に利用したいサービスについては、「計画相談支援」が最も多く、次いで「就労移行支援」となっています。障がい種別では、知的障がい者で「行動援護」「短期入所(ショートステイ)」「移動支援」、精神障がい者で「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「就労定着支援」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。

【支給決定を受けているサービス】



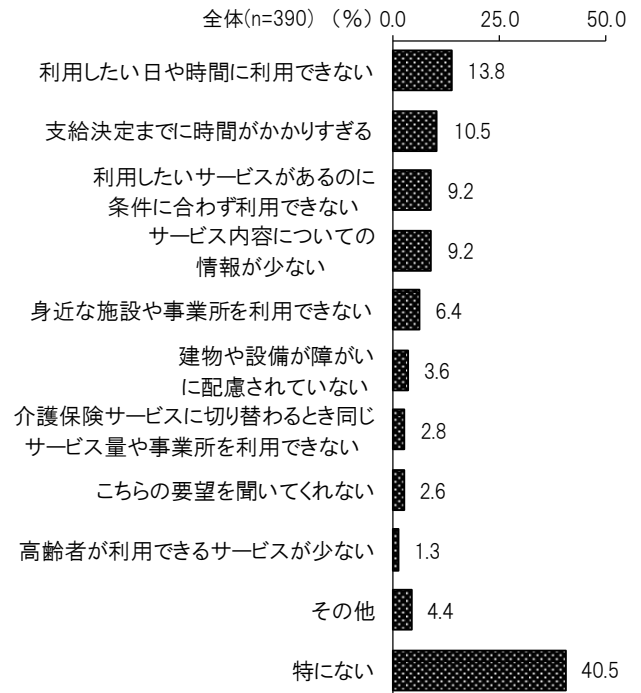
【3年以内に利用したいサービス】



※ 自立訓練(機能訓練, 生活訓練, 宿泊型自立訓練)
 注: 無回答は省略している。(以下同様)

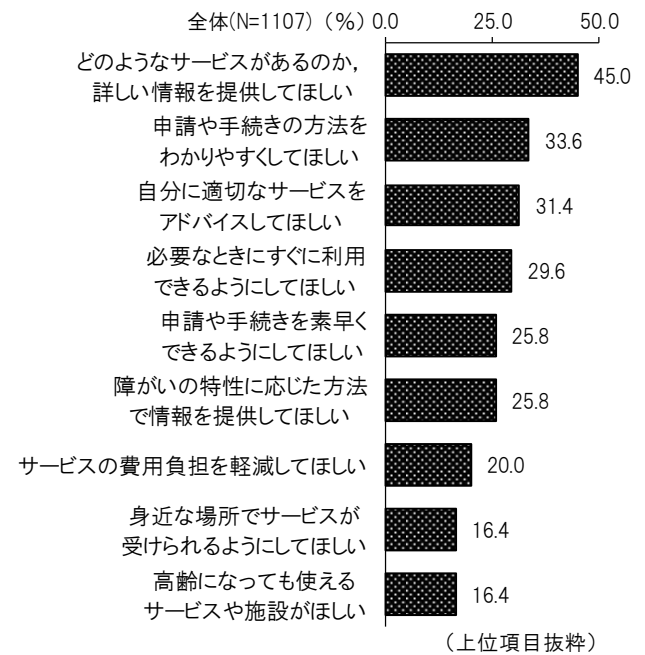
問 あなたは、利用したことがある障がい福祉サービスに対して、困ったことがありましたか。（複数回答）

障がい福祉サービスに対して困ったことについては、「利用したい日や時間に利用できない」が最も多く、次いで「支給決定までに時間がかかりすぎる」となっています。障がい種別では、知的障がい者で「利用したい日や時間に利用できない」、精神障がい者で「支給決定までに時間がかかりすぎる」「サービス内容についての情報が少ない」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。また、「利用したい日や時間に利用できない」の割合で特に高いサービスは行動援護 40.0%、日中一時支援 37.7%、短期入所（ショートステイ） 35.8%となっています。



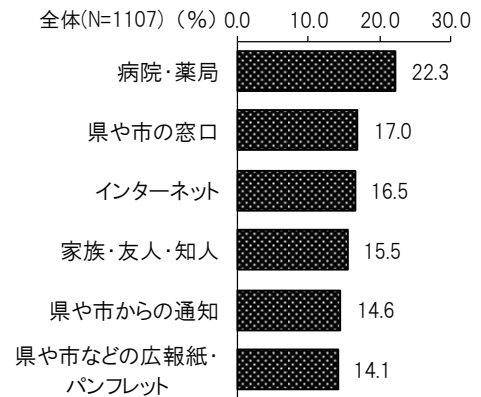
問 今後、障がい福祉サービスを利用しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

障がい福祉サービスを利用しやすくするために必要なことについては、「どのようなサービスがあるのか、詳しい情報を提供してほしい」が最も多くなっています。障がい種別では、知的障がい者で「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」、精神障がい者で「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



問 あなたは、障がいのことや福祉サービスに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）

障がいや福祉サービスに関する情報の入手先については、「病院・薬局」が最も多く、次いで「県や市の窓口」「インターネット」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「家族・友人・知人」「福祉施設・サービス提供事業所」「相談支援事業所」「障がい者相談員」、精神障がい者で「病院・薬局」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。

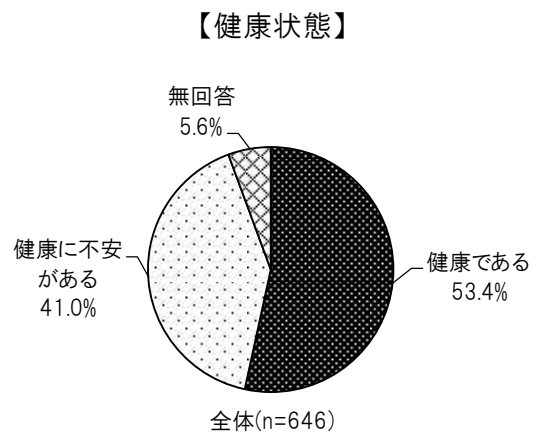
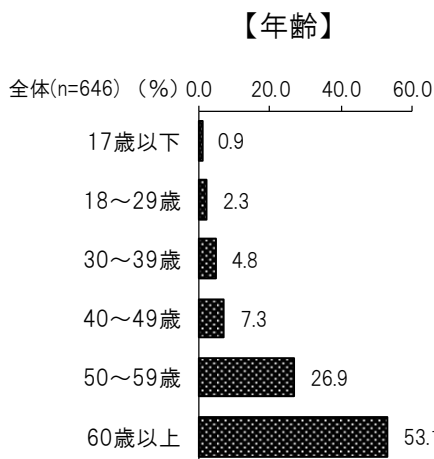


(上位項目抜粋)

問 介助してくれる人の年齢、健康状態についてお答えください。

介助者の年齢については、「60歳以上」が最も多く、次いで「50～59歳」が多くなっており、50歳以上は合計で80.0%となっています。また、17歳以下（ヤングケアラー）は僅かに（0.9%）みられました。

健康状態は、「健康に不安がある」が41.0%となっており、60歳以上で「健康に不安がある」がほかの年齢層を大きく上回っています。



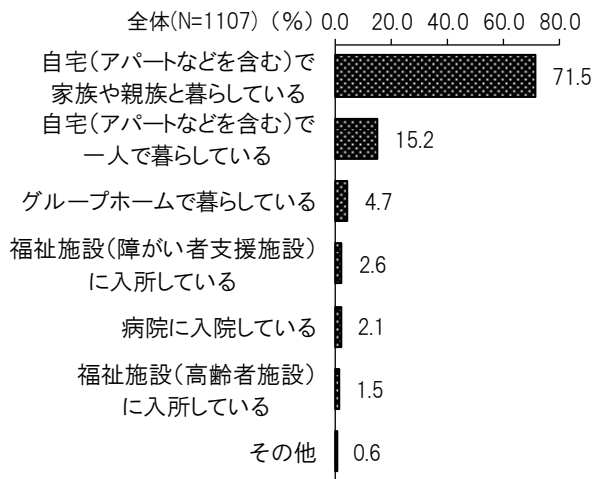
問 あなたは現在、どのように暮らしていますか。

問 あなたは今後3年以内に、どのように暮らしたいと思いますか。

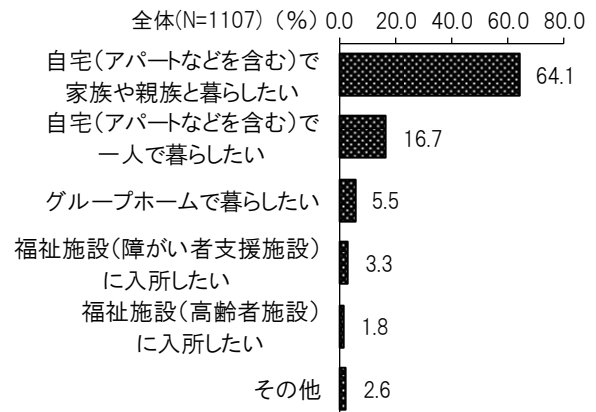
現在の生活の場は、「自宅(アパートなどを含む)で家族や親族と暮らしている」が71.5%と最も多く、3年以内に希望する暮らし方においても「自宅(アパートなどを含む)で家族や親族と暮らしたい」が64.1%と多く、「自宅(アパートなどを含む)で一人で暮らしたい」は16.7%となっています。障がい種別では、知的障がい者で「グループホームで暮らしたい」、精神障がい者で「自宅(アパートなどを含む)で一人で暮らしたい」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。

居住形態別でみると、障がい者支援施設や高齢者施設に入所している人の約2割が「自宅(アパートなどを含む)で家族や親族と暮らしたい」と回答しているものの、約5割の人が現状維持を希望しています。

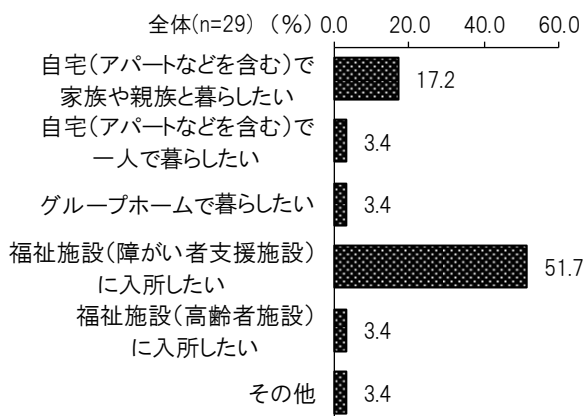
【現在の生活の場】



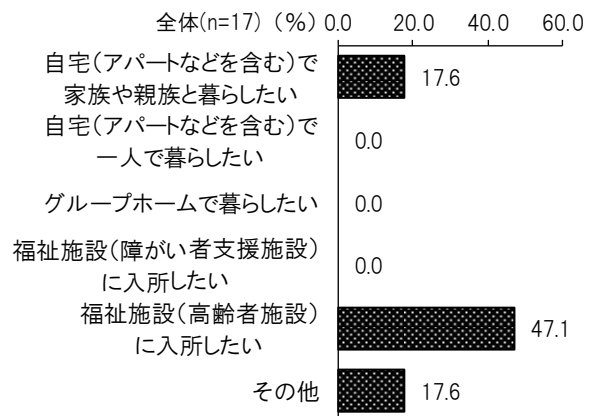
【3年以内に希望する暮らし方】



【障がい者支援施設入所者における3年以内に希望する暮らし方】

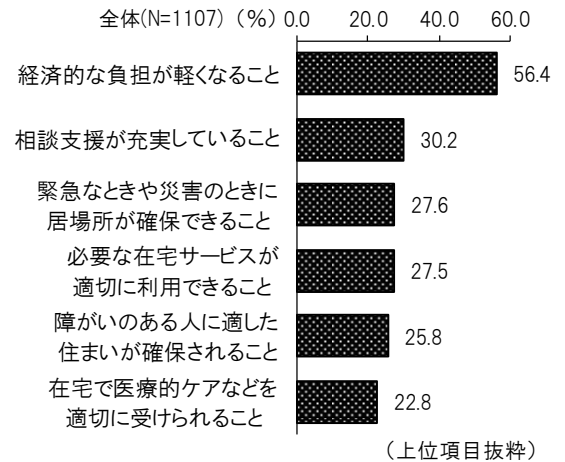


【高齢者施設入所者における3年以内に希望する暮らし方】



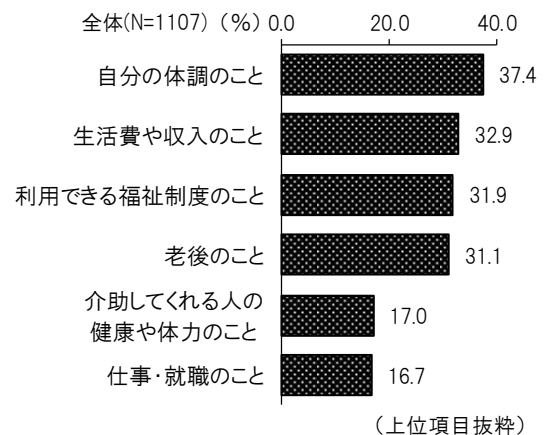
問 これから先、あなたが希望する暮らしを送るためには、どのような支援が必要だと思いますか。（複数回答）

希望する暮らしを送るために必要な支援としては、「経済的な負担が軽くなること」が最も多くなっています。障がい種別では、身体障がい者で「在宅で医療的ケアなどを適切に受けられること」、知的障がい者で「障がいのある人に適した住まいが確保されること」、精神障がい者で「経済的な負担が軽くなること」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



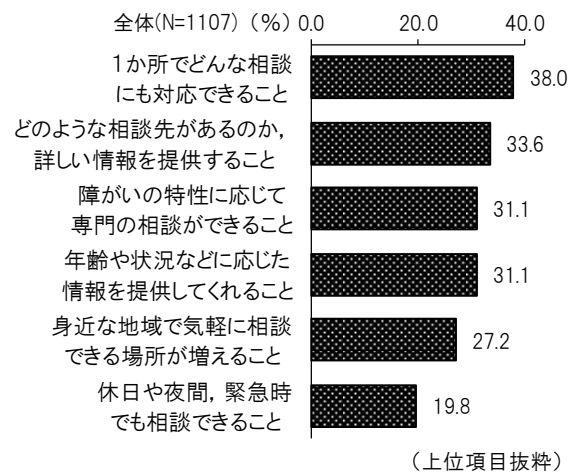
問 あなたが相談したいことは、どのようなことですか。（複数回答）

相談したいことについては、「自分の体調のこと」が最も多く、次いで「生活費や収入のこと」「利用できる福祉制度のこと」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「緊急時・災害時のこと」「支援してくれる人のこと」、精神障がい者で「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「仕事・就職のこと」「家族・学校・職場・近所などでの人間関係のこと」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



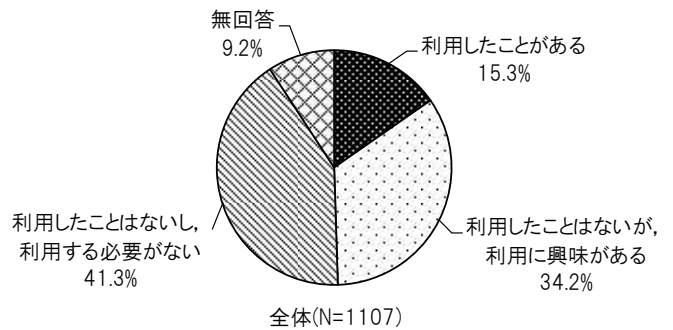
問 あなたが相談先に望むことは何ですか。（複数回答）

相談先に望むこととしては、「1か所でどんな相談にも対応できること」が最も多く、次いで「どのような相談先があるのか、詳しい情報を提供すること」となっています。障がい種別では、精神障がい者で「どのような相談先があるのか、詳しい情報を提供すること」「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」「電話・FAX・電子メールでの相談ができること」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



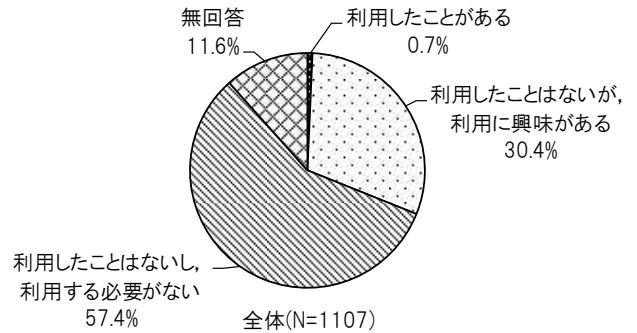
問 あなたは、基幹相談支援センター（クローバー）を利用したことがありますか。

基幹相談支援センター（クローバー）の利用状況については、「利用したことがある」が15.3%、「利用したことはないが、利用に興味がある」が34.2%となっています。知的障がい者の約3割、発達障がいの診断を受けている人の約4割が「利用したことがある」と回答しています。



問 あなたは、権利擁護支援センターを利用したことがありますか。

権利擁護支援センターの利用状況については、「利用したことがある」が0.7%、「利用したことはないが、利用に興味がある」が30.4%となっています。知的障がい者の約4割、発達障がいの診断を受けている人の約5割が「利用したことはないが、利用に興味がある」と回答しています。



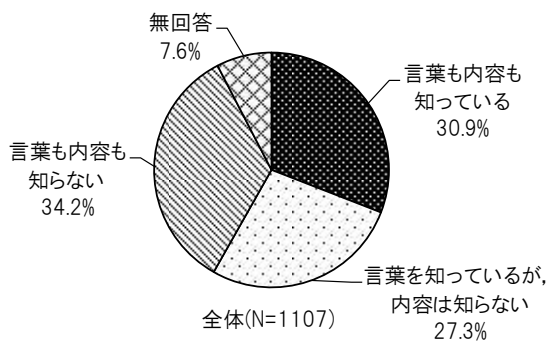
問 あなたは「成年後見制度」を知っていますか。

問 あなたは今後「成年後見制度」を利用したいと思いますか。

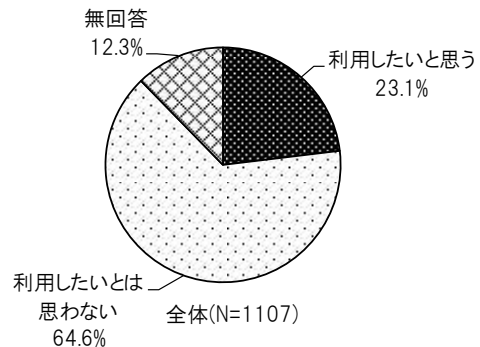
成年後見制度の認知状況については、「言葉も内容も知っている」が30.9%、「言葉を知っているが、内容は知らない」が27.3%、合計で58.2%となっています。

成年後見制度の利用意向については、「利用したいと思う」が23.1%となっています。知的障がい者や発達障がいの診断を受けている人の3割以上が「利用したいと思う」と回答しています。

【認知状況】

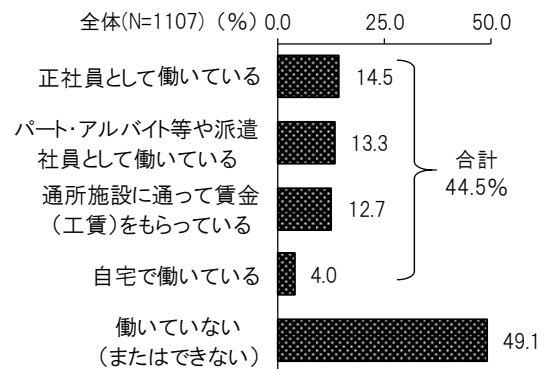


【利用意向】



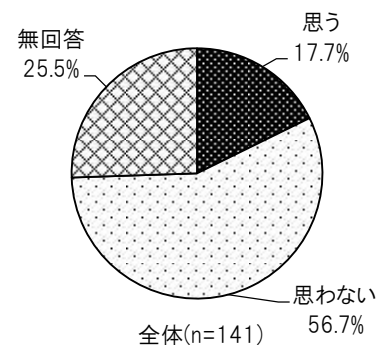
問 あなたは、現在、働いて収入を得ていますか。

就労状況については、現在就労している人のうち「正社員として働いている」が14.5%、「パート・アルバイト等や派遣社員として働いている」が13.3%、「通所施設に通って賃金(工賃)をもらっている」が12.7%、「自宅で働いている」が4.0%、合計で「働いている」人は44.5%となっています。一方、49.1%は「働いていない(またはできない)」と回答しています。障がい種別では、身体障がい者で「正社員として働いている」、知的障がい者で「通所施設に通って賃金(工賃)をもらっている」の割合が高くなっています。



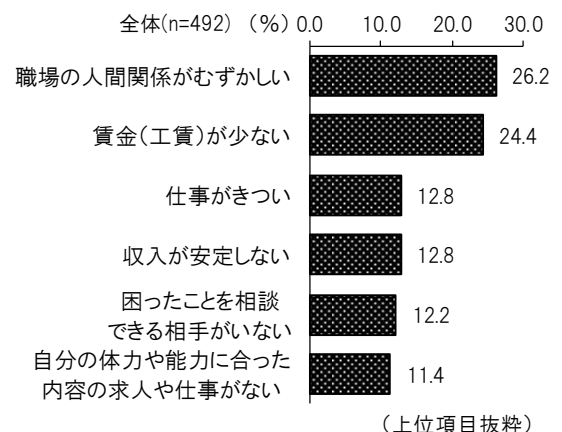
問 あなたは今後、一般就労(一般企業などで働く)をしたいと思いませんか。

福祉施設・作業所等から一般就労への希望については、一般就労をしたいと「思う」が17.7%、「思わない」が56.7%となっており、通所施設に通っている人の約6割は、一般ではなく現状のままの形態を望んでいます。障がい種別では、身体障がい者で3.8%、知的障がい者で10.5%、精神障がい者で41.0%が「思う」と回答しています。



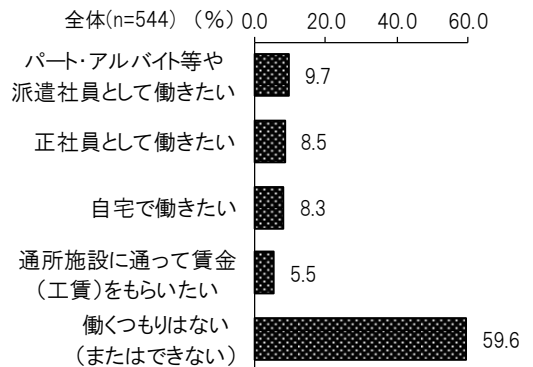
問 あなたが仕事をする上で、困ったことがありますか。(複数回答)

仕事をする上で困ったことについては、「職場の人間関係がむずかしい」が最も多く、次いで「賃金(工賃)が少ない」となっています。障がい種別では、精神障がい者で「職場の人間関係がむずかしい」「賃金(工賃)が少ない」「困ったことを相談できる相手がいない」「自分の体力や能力に合った内容の求人や仕事がない」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



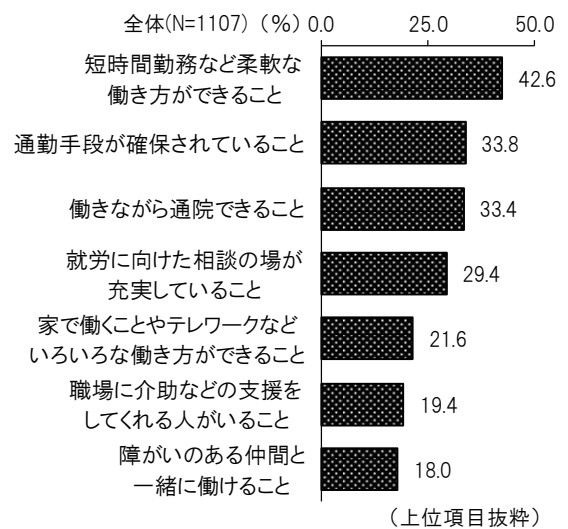
問 あなたは、今後、働いて収入を得たいと思いますか。

働いていない(またはできない)人の今後の就労意向については、「パート・アルバイト等や派遣社員として働きたい」が最も多く、次いで「正社員として働きたい」「自宅で働きたい」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「通所施設に通って賃金(工賃)をもらいたい」、精神障がい者で「正社員として働きたい」「自宅で働きたい」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



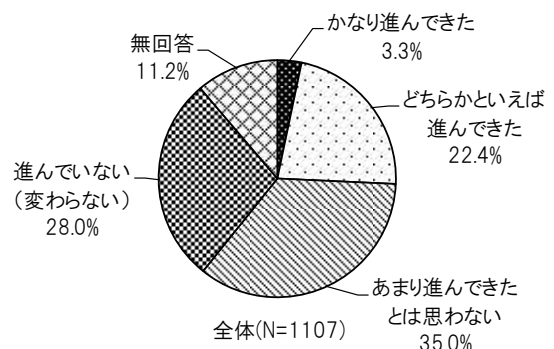
問 障がいがあっても働きたい、働きやすいと思うためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

働きやすいと思うために必要なこととしては、「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」が最も多く、次いで「通勤手段が確保されていること」「働きながら通院できること」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「職場にバリアフリーなどの配慮があること」、知的障がい者で「職場に介助などの支援をしてくれる人がいること」「障がいのある仲間と一緒に働けること」、精神障がい者で「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「働きながら通院できること」「就労に向けた相談の場が充実していること」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



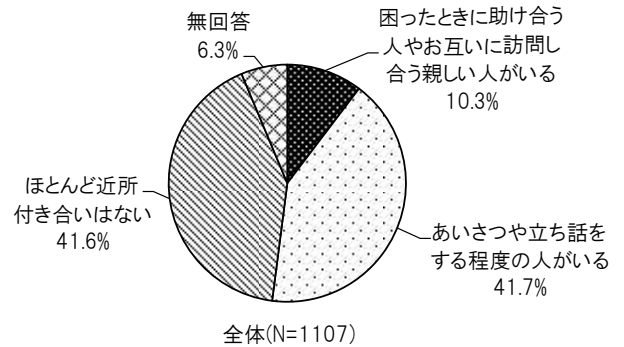
問 障がいのある人に対する、地域の人々の理解は進んできたと思いますか。

地域の人々の理解について「進んできた」は合計で 25.7%、「進んでいない」は合計で 63.0%となっています。障がい種別では、精神障がい者で「進んでいない(変わらない)」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



問 あなたとご近所の人との関係は、次のどれに最も近いですか。

近所の人との付き合い程度については、「困ったときに助け合う人やお互いに訪問し合う親しい人がいる」が10.3%、「あいさつや立ち話をする程度の人がいる」が41.7%、「ほとんど近所付き合いはない」が41.6%となっています。障がい種別では、知的障がい者の52.7%、精神障がい者の53.4%が「ほとんど近所付き合いはない」と回答しています。



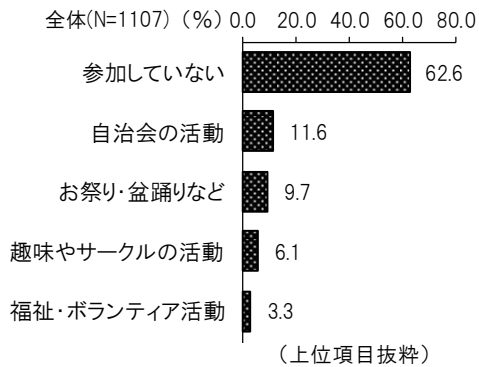
問 あなたは、現在、地域の行事や活動などに参加していますか。（複数回答）

問 あなたは、今後、地域の活動に参加したいですか。

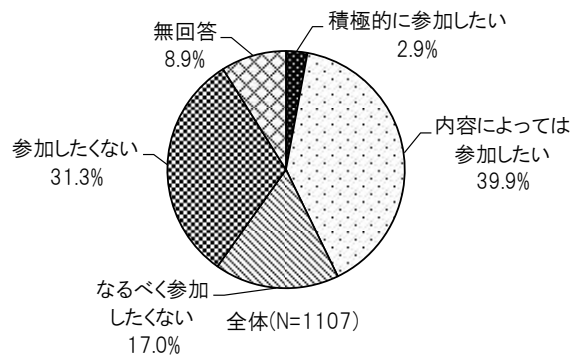
地域の行事や活動などへの参加状況については、62.6%が「参加していない」と回答していますが、参加している活動では「自治会の活動」が最も多く、次いで「お祭り・盆踊りなど」となっています。障がい種別では、「参加していない」の割合が身体障がい者で58.2%、知的障がい者で63.1%、精神障がい者で75.6%となっています。

地域の活動への参加意向については、「参加したい」は合計で42.8%となっています。

【参加状況】

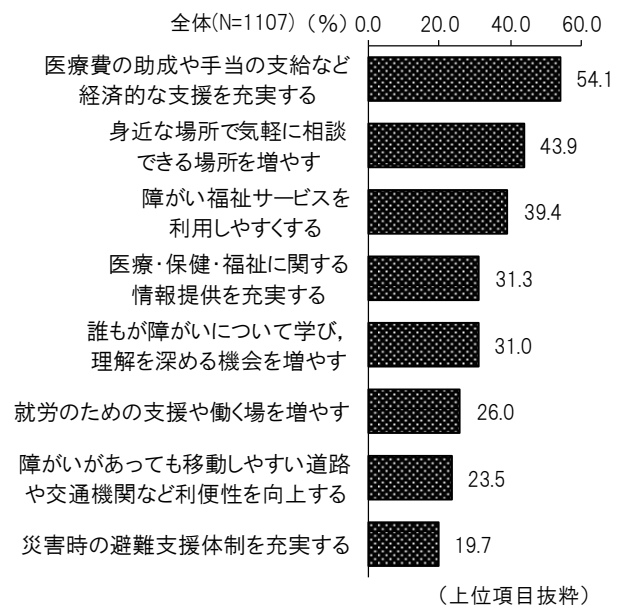


【参加意向】



問 あなたは、障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるためには、福山市はどのような取組に力を入れるべきだと思いますか。（複数回答）

市が力を入れるべき取組については、「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」が最も多く、次いで「身近な場所で気軽に相談できる場所を増やす」「障がい福祉サービスを利用しやすくする」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「障がいがあっても移動しやすい道路や交通機関など利便性を向上する」「施設や建物をバリアフリー化する」、精神障がい者で「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「就労のための支援や働く場を増やす」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



(2) 障がい児（18歳未満）アンケート調査結果

アンケート調査結果の中で、主な項目について記載します。

問 現在、支給決定を受けて利用しているサービスをすべてお答えください。

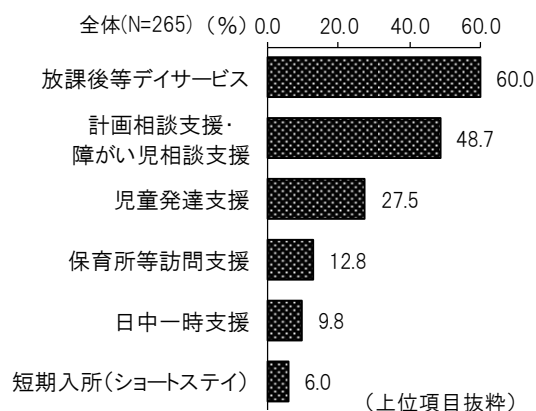
問 今後、3年以内に利用したいサービスはありますか。（複数回答）

現在利用しているサービスについては、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「計画相談支援・障がい児相談支援」「児童発達支援」の順となっています。

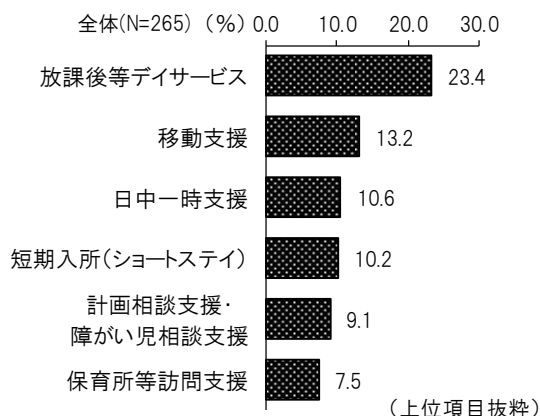
障がい児通所支援事業の利用の有無について、「支給決定を受けており、利用している」の割合が85.7%となっています。発達障がいの診断を受けている児童についても、86.4%が「支給決定を受けており、利用している」と回答しており、支援が必要な児童の大半が療育を受けています。

3年以内に利用したいサービスについては「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「移動支援」「日中一時支援」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的障がい者で「行動援護」、身体障がい者や知的障がい者で「短期入所（ショートステイ）」「移動支援」「日中一時支援」、手帳非所持者で「放課後等デイサービス」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。

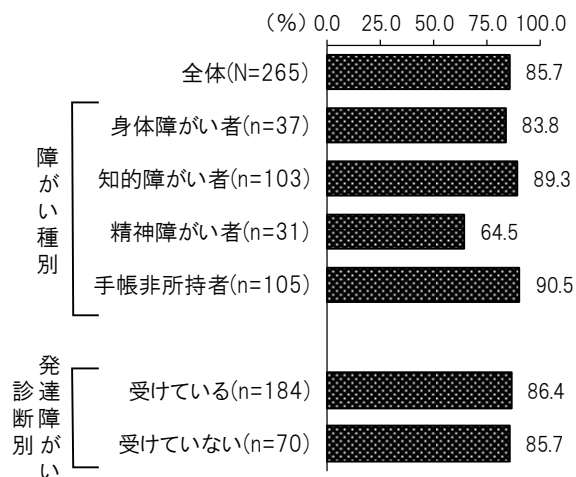
【支給決定を受けているサービス】



【3年以内に利用したいサービス】



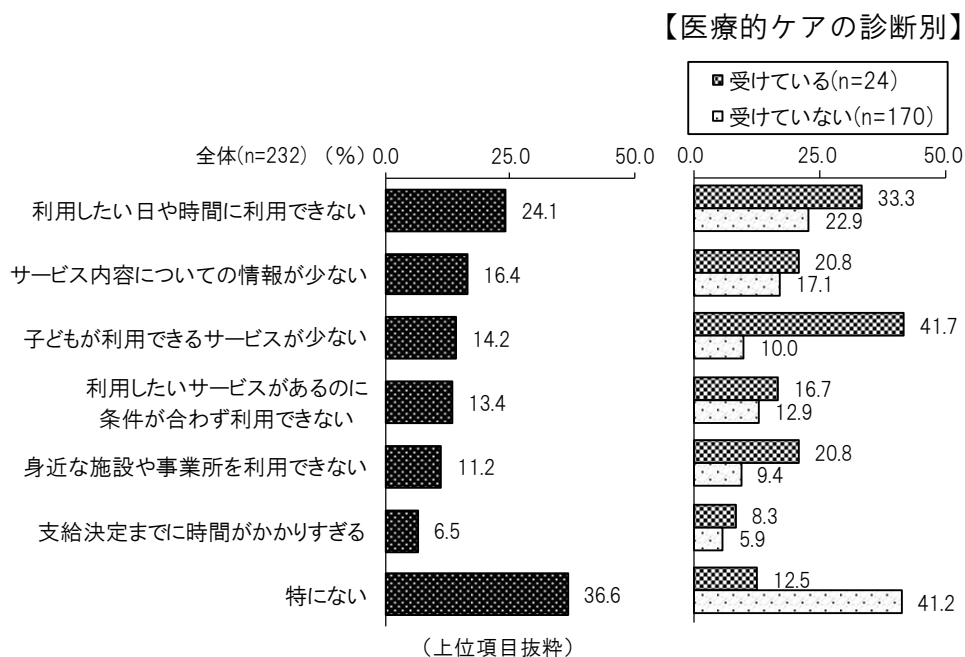
【障がい児通所支援事業について
「支給決定を受けており、利用している」割合】



問 お子さんが利用したことのある障がい福祉サービスに対して、困ったことがありましたか。（複数回答）

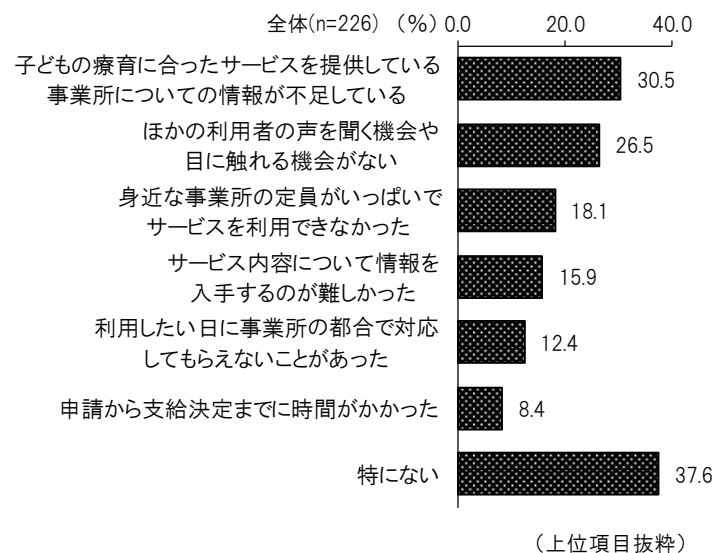
障がい福祉サービスに対して困ったことについては、「利用したい日や時間に利用できない」が最も多く、次いで「サービス内容についての情報が少ない」「子どもが利用できるサービスが少ない」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「子どもが利用できるサービスが少ない」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。

また、医療的ケアが必要な子どもは診断を受けていない子どもに比べ、サービスへの困りごとが多い傾向にあります。



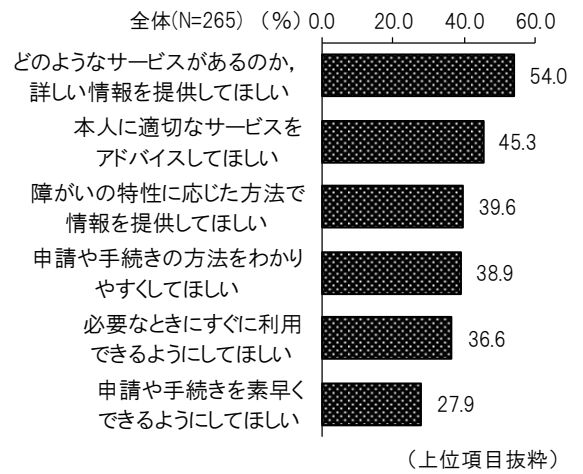
問 お子さんが現在利用している、または利用したことがある「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」について困ったことがありましたか。（複数回答）

児童発達支援や放課後等デイサービスに対して困ったことについては、「子どもの療育に合ったサービスを提供している事業所についての情報が不足している」が最も多くなっています。障がい種別では、身体障がい者で「身近な事業所の定員がいっぱいでサービスを利用できなかった」、知的障がい者で「子どもの療育に合ったサービスを提供している事業所についての情報が不足している」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



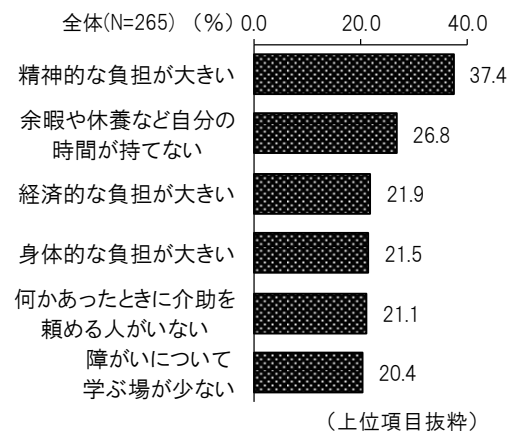
問 今後、障がい福祉サービスを利用しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

障がい福祉サービスを利用しやすくするために必要なこととしては、「どのようなサービスがあるのか、詳しい情報を提供してほしい」が最も多くなっています。障がい種別では、身体障がい者で「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「身近な場所でサービスが受けられるようにしてほしい」「重度障がいや医療的ケアが必要な子どもを受け入れる事業所を増やしてほしい」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



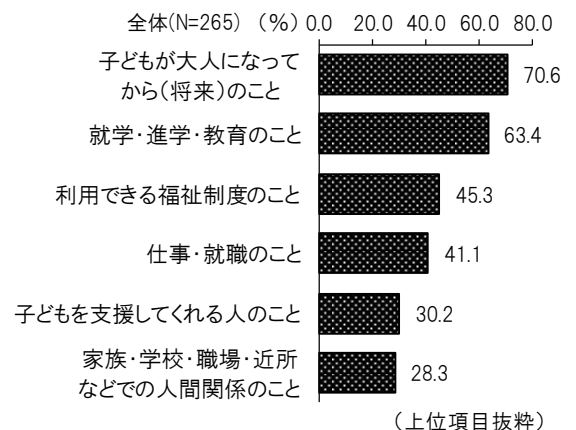
問 お子さんの介助や支援にあたって、どのような不安や悩みがありますか。（複数回答）

介助や支援にあたっての不安や悩みについては、「精神的な負担が大きい」が最も多く、次いで「余暇や休養など自分の時間が持てない」「経済的な負担が大きい」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「経済的な負担が大きい」「身体的な負担が大きい」「何かあったときに介助を頼める人がいない」「仕事に出られない」「一時的に子どもを預かってくれる場がない」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



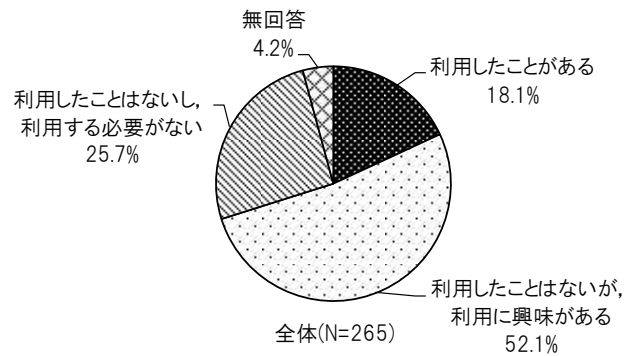
問 お子さんのことで、相談したいのは、どのようなことですか。（複数回答）

相談したいことについては、「子どもが大人になってから（将来）のこと」が最も多く、次いで「就学・進学・教育のこと」「利用できる福祉制度のこと」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「子どもが大人になってから（将来）のこと」「利用できる福祉制度のこと」、精神障がい者で「仕事・就職のこと」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



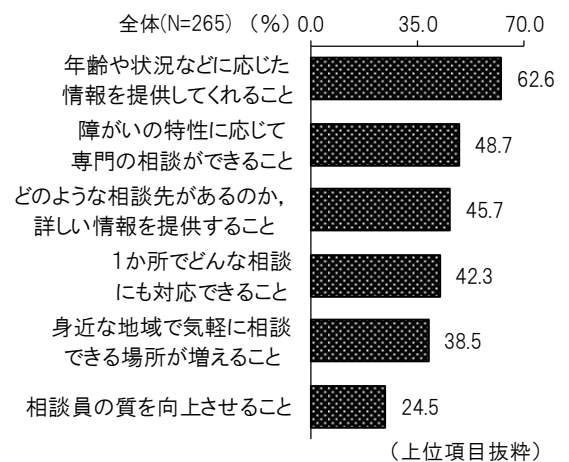
問 お子さんは、基幹相談支援センター（クローバー）を利用したことがありますか。

基幹相談支援センター（クローバー）の利用状況については、「利用したことがある」が18.1%、「利用したことはないが、利用に興味がある」が52.1%となっています。障がい種別では、精神障がい者で「利用したことがある」、知的障がい者で「利用したことはないが、利用に興味がある」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



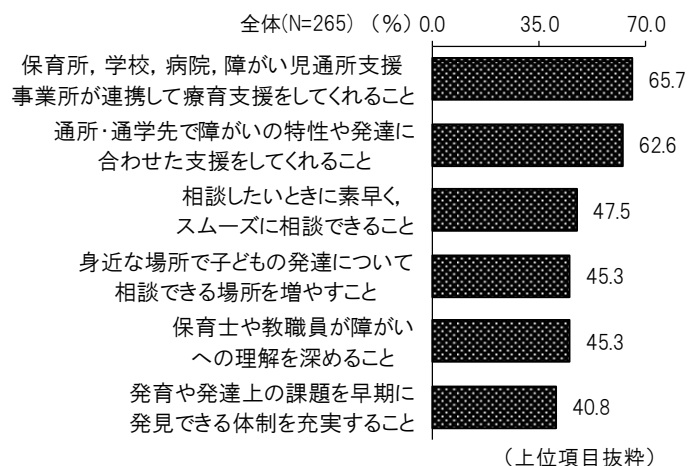
問 お子さんのことで相談先に望むことは何ですか。（複数回答）

相談先に望むこととしては、「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」が最も多く、次いで「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」となっています。障がい種別では、身体障がい者で「自宅や病院、施設を訪問してくれること」、知的障がい者で「どのような相談先があるのか、詳しい情報を提供すること」「1か所でどんな相談にも対応できること」「身近な地域で気軽に相談できる場所が増えること」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



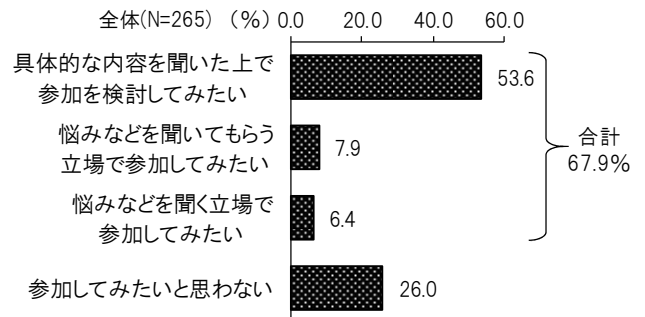
問 発育・発達上の支援が必要な子どものために、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

発育・発達上の支援が必要な子どもに必要なこととしては、「保育所、学校、病院、障がい児通所支援事業所が連携して療育支援をしてくれること」が最も多く、次いで「通所・通学先で障がいの特性や発達に合わせた支援をしてくれること」となっています。障がい種別では、知的障がい者や精神障がい者で「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実すること」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



問 障がいのある人や障がいのある子どもを育てた親が、自らの体験に基づいて、同じ仲間であるほかの障がいのある人や親の悩みなどを聞くという取組を「ピアサポート活動」といいます。この活動に参加してみたいと思いますか。

ピアサポート活動への参加意向については、「具体的な内容を聞いた上で参加を検討してみたい」が53.6%、「悩みなどを聞いてもらう立場で参加してみたい」が7.9%、「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」が6.4%、合計で67.9%となっています。障がい種別では、身体障がい者や知的障がい者で「具体的な内容を聞いた上で参加を検討してみたい」、精神障がい者で「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



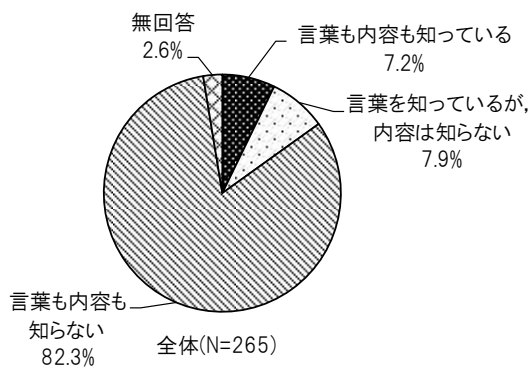
問 あなたは、ペアレントメンターという言葉を知っていますか。

問 あなたは、今後、ペアレントメンターに相談してみたいですか。

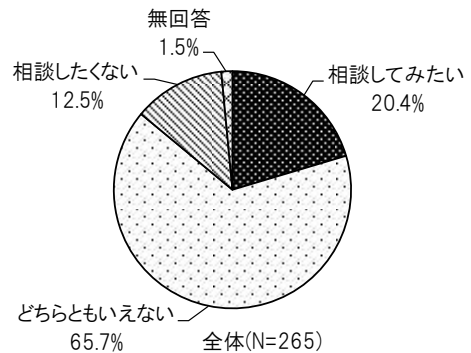
ペアレントメンターの認知状況については、「言葉も内容も知っている」が7.2%、「言葉を知っているが、内容は知らない」が7.9%、合計で15.1%となっています。一方、「言葉も内容も知らない」は82.3%となっています。障がい種別では、精神障がい者で「言葉も内容も知っている」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。

ペアレントメンターへの相談意向については、「相談してみたい」が20.4%、「どちらともいえない」が65.7%、「相談したくない」が12.5%となっています。障がい種別では、知的障がい者で「相談してみたい」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。

【認知状況】

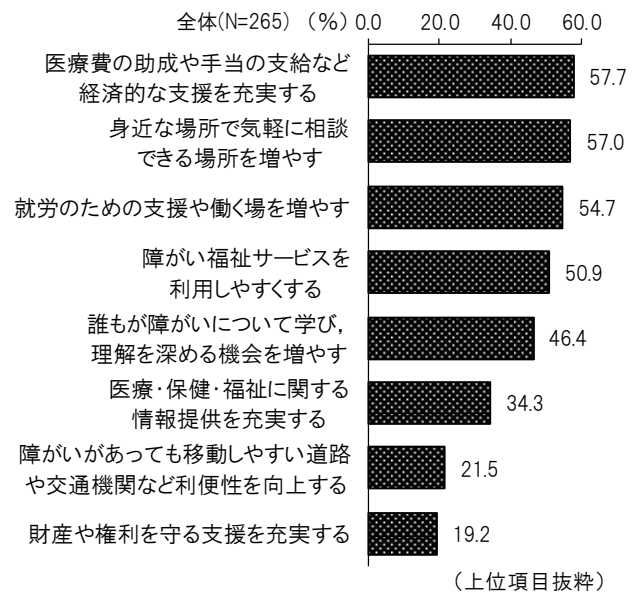


【相談意向】



問 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるためには、福山市はどのような取組に力を入れるべきだと思いますか。（複数回答）

市が力を入れるべき取組については、「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」が最も多く、ほぼ並んで「身近な場所で気軽に相談できる場所を増やす」が続いています。障がい種別では、身体障がい者で「障がい福祉サービスを利用しやすくする」「医療・保健・福祉に関する情報提供を充実する」「災害時の避難支援体制を充実する」「施設や建物をバリアフリー化する」、知的障がい者で「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「地域で生活するための住まいを確保する」、精神障がい者で「就労のための支援や働く場を増やす」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



2 事業所アンケート調査結果

(1) 障がい者支援に関する事業所調査結果

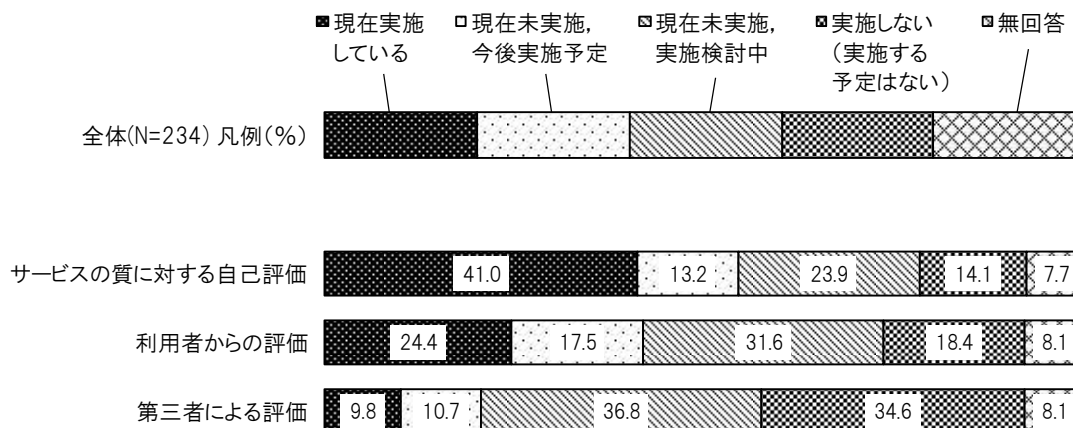
アンケート調査結果の中で、主な項目について記載します。

問 次のサービス評価それぞれについて、貴事業所での実施状況についてお答えください。

サービスの質に対する自己評価は、41.0%が「現在実施している」と回答していますが、障がい児通所支援事業所において進んでいる一方、障がい福祉サービス事業所では半数程度にとどまっています。

利用者からの評価は、「現在実施している」が24.4%、「現在実施していないが、今後実施する予定である」が17.5%、「現在実施していないが、実施に向けて検討している」が31.6%となっており、合計で49.1%が『今後実施予定・検討中』と回答しています。

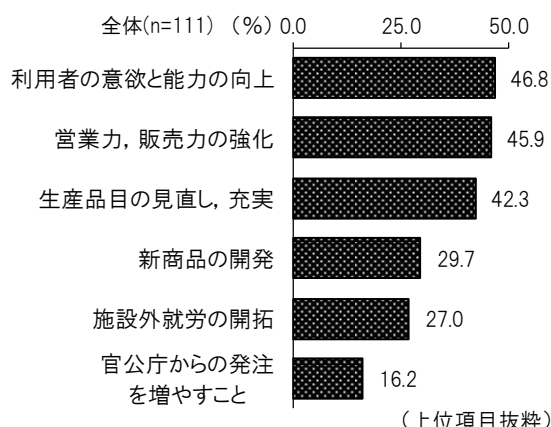
第三者による評価を「現在実施している」割合は9.8%となっており、34.6%が「実施しない（実施する予定はない）」と回答しています。



「就労移行支援事業所」「就労継続支援事業所（A型・B型）」「生活介護事業所」「自立訓練事業所」の事業所におたずねします。

問 賃金（工賃）を増やすためには、貴事業所においてどのような取組に力を入れるべきだと思いますか。（複数回答）

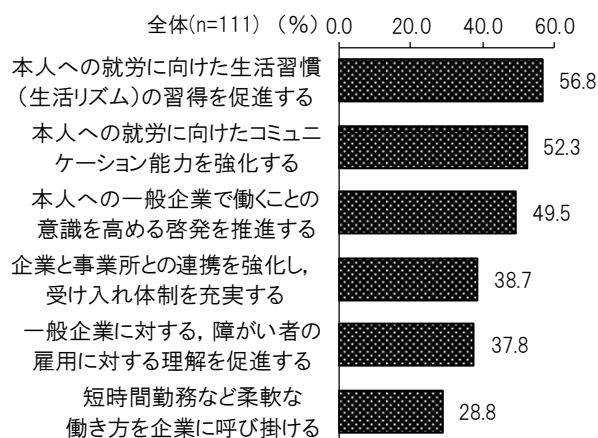
賃金（工賃）を増やすために力を入れるべき取組については、「利用者の意欲と能力の向上」が最も多く、次いで「営業力、販売力の強化」「生産品目の見直し、充実」「新商品の開発」「施設外就労の開拓」の順となっています。



「就労移行支援事業所」「就労継続支援事業所（A型・B型）」「生活介護事業所」「自立訓練事業所」の事業所におたずねします。

問 利用者が一般就労に移行するためには、貴事業所ではどのような取組が必要だと思いますか。（複数回答）

利用者が一般就労に移行するために必要な取組については、「本人への就労に向けた生活習慣（生活リズム）の習得を促進する」が最も多く、次いで「本人への就労に向けたコミュニケーション能力を強化する」「本人への一般企業で働くことの意識を高める啓発を推進する」の順となっています。

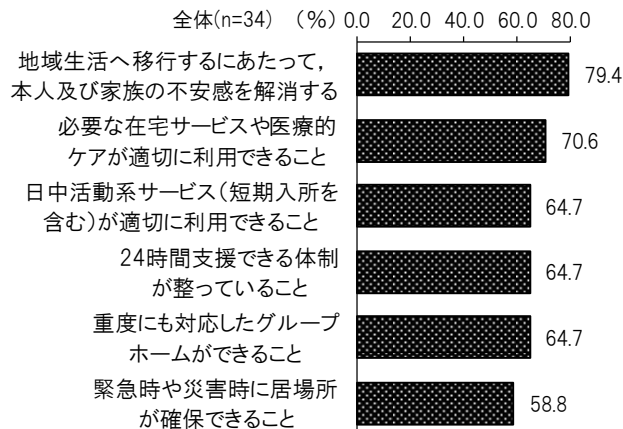


（上位項目抜粋）

「施設入所支援事業所」「相談支援事業所」「地域移行支援事業所」「地域定着支援事業所」の事業所におたずねします。

問 地域移行する人が、安心して希望する暮らしを送るためには、どのような支援が必要だと思いますか。（複数回答）

安心して地域移行するために必要な支援については、「地域生活へ移行するにあたって、本人及び家族の不安感を解消する」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスや医療的ケアが適切に利用できること」「日中活動系サービス（短期入所を含む）が適切に利用できること」「24時間支援できる体制が整っていること」「重度にも対応したグループホームができること」「緊急時や災害時に居場所が確保できること」の順となっています。



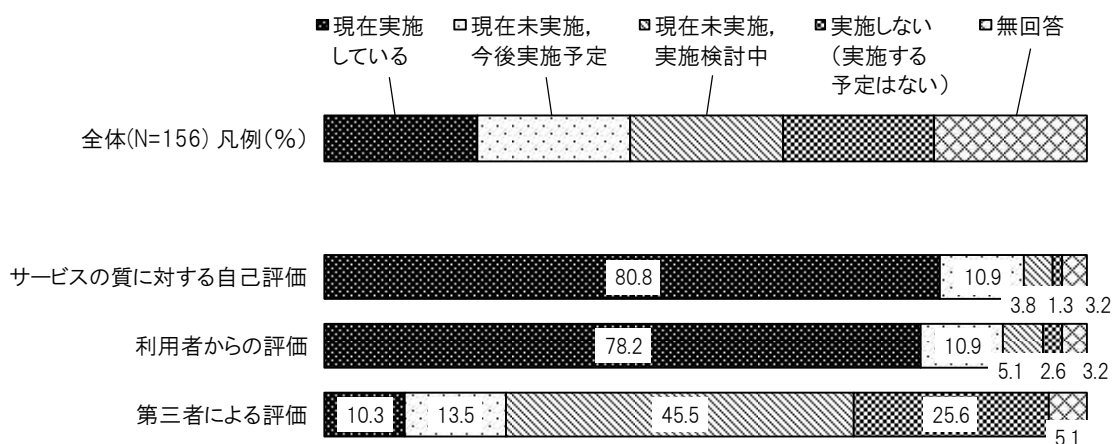
（上位項目抜粋）

(2) 障がい児支援に関する事業所調査結果

アンケート調査結果の中で、主な項目について記載します。

問 次のサービス評価それぞれについて、貴事業所での実施状況についてお答えください。

サービスの質の評価に関する取組について「現在実施している」割合は、サービスの質に対する自己評価が80.8%、利用者からの評価が78.2%となっています。第三者による評価は「現在実施している」が10.3%、「現在実施していないが、実施に向けて検討している」が45.5%、「実施しない（実施する予定はない）」が25.6%となっています。

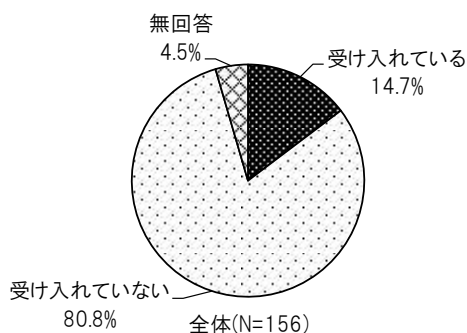


問 貴事業所では、医療的ケアを必要とする児童を受け入れていますか。

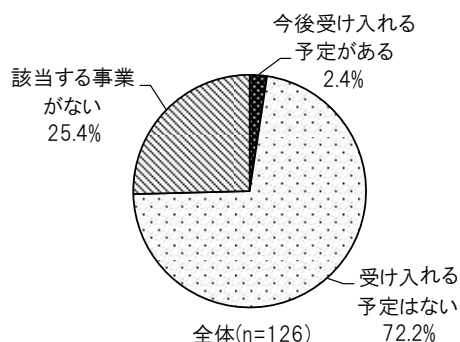
問 貴事業所では、今後、医療的ケアを必要とする児童を受け入れる予定がありますか。

医療的ケアの受け入れについては、「受け入れている」が14.7%、「受け入っていない」が80.8%となっています。「受け入っていない」と回答した事業所のうち「今後受け入れる予定がある」が2.4%、「受け入れる予定はない」が72.2%、「該当する事業がない」が25.4%となっています。

【受け入れの有無】

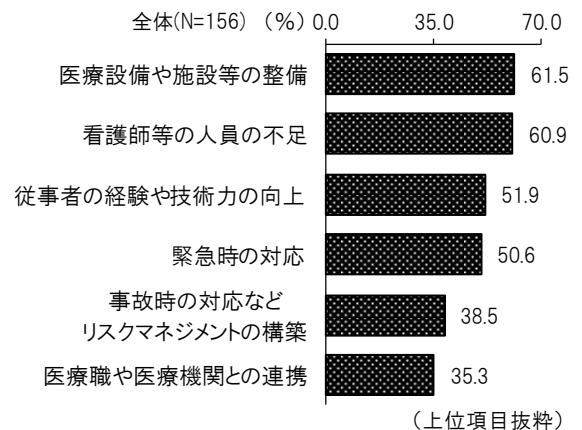


【今後の受け入れ予定】



問 貴事業所では、医療的ケアを必要とする児童の受け入れにあたって、どのような問題点や課題がありますか。（複数回答）

医療的ケア児受け入れにあたっての問題点については、「医療設備や施設等の整備」が最も多く、次いで「看護師等の人員の不足」「従事者の経験や技術力の向上」「緊急時の対応」の順となっています。

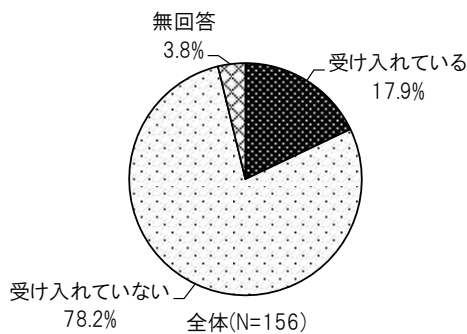


問 貴事業所では、重症心身障がい児を受け入れていますか。

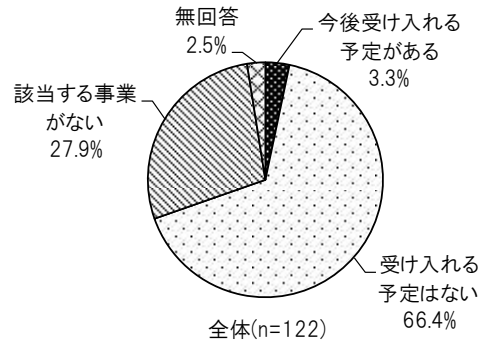
問 貴事業所では、今後、重症心身障がい児を受け入れる予定がありますか。

重症心身障がい児の受け入れについては、「受け入れている」が 17.9%、「受け入っていない」が 78.2%となっています。「受け入っていない」と回答した事業所のうち「今後受け入れる予定がある」が 3.3%、「受け入れる予定はない」が 66.4%、「該当する事業がない」が 27.9%となっています。

【受け入れの有無】

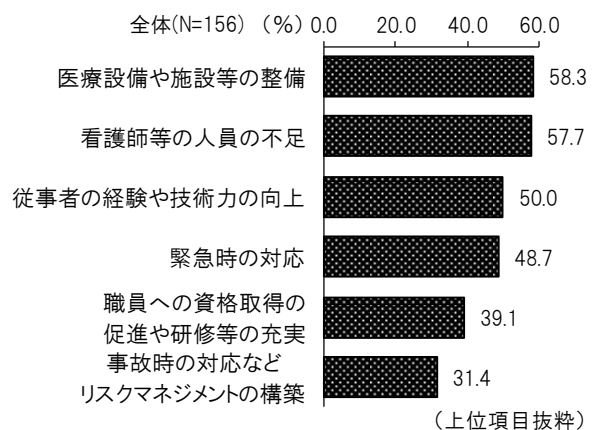


【今後の受け入れ予定】



問 貴事業所では、重症心身障がい児の受け入れにあたって、どのような問題点や課題がありますか。（複数回答）

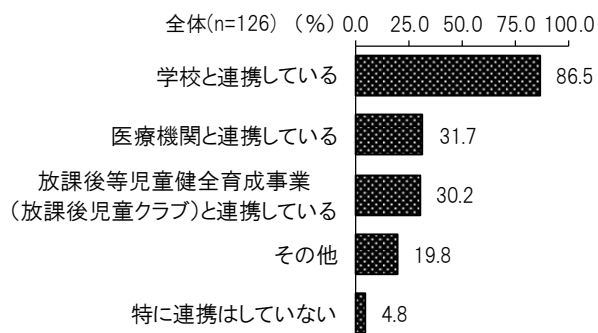
重症心身障がい児受け入れにあたっての問題点については、「医療設備や施設等の整備」が最も多く、次いで「看護師等の人員の不足」「従事者の経験や技術力の向上」「緊急時の対応」の順となっています。



「放課後等デイサービス事業所」の事業所におたずねします。

問 貴事業所では、放課後等デイサービス事業の運営にあたって、関係機関と連携していますか。（複数回答）

放課後等デイサービス事業運営のための関係機関との連携については、「学校と連携している」が最も多く、次いで「医療機関と連携している」「放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と連携している」の順となっています。



(3) 事業所からの主な意見

① 訪問系サービス

- ヘルパーの減少や高齢化もあり、ヘルパーの確保が難しく、利用希望に十分に答えられない状況がある。居宅介護の事業は同じ時間帯に支援が必要な方が多いため、ヘルパーの数の確保が必要。しかし、現状慢性的な人材不足の状況がある。

② 日中活動系サービス

- 利用者の就労を進めているが、利用者の就労を進めると新たな利用者を確保することが難しく運営が困難になる。
- 事業所の説明をする機会がなく、利用者確保に時間がかかり、事業所運営が厳しい状態が続いている。支援学校からの体験を受ける機会が少ない。卒業後の進路先として、就労アセスメントをおこなえばB型事業所も選択肢の一つとなることが理解されていない。
- 日々の業務に追われ、現場職員の専門性の向上のための勉強会などの開催が難しい。

③ 居住系サービス

- 利用者の高齢化が進み、障がい支援区分の重度化も相まって、医療的な支援を要する方もおられる。看護師など専門職員配置が望ましい。
- 福山市行政には物価高騰に対する応援金の支援があり助けて頂いたが、より安定的に福祉サービスを提供するためにも、さらなる行政の支援が必要であると考ええる。

④ 相談支援

- 基幹相談支援センター（クローバー）、近隣の事業所や地域の相談支援ブロック会議、障がい福祉課の方から懇切丁寧に教えていただいたので、経験を積みながらスタッフ一同業務に努めている。対象者の家族が問題を抱えているケースが多いと感じる。
- 計画相談を希望される方が多いが人員不足で新規を受ける事が難しい。希望されるサービスを提供したくても、ヘルパーなどサービス事業所の人員不足で対応してもらえない。面談や急な対応などで事務作業が追い付かない。モニタリング、計画書作成以外でも、電話対応や事業所の見学、面談もあり多忙である。

⑤ 障がい児通所支援

- 保護者からの要望や家庭（勤労）状況を踏まえ、長時間の受入れ体制（8～18時半）をとってきているが、職員の長時間労働に繋がっている。他事業所では終了時間が16時と早いために保護者が勤労できない状況にある。保護者からは、受け入れ時間の長さや週末祝日の開所について、受入れ体制を変えないで欲しいとの要望が強い。
- 家庭での虐待についてネウボウや児相との連携は欠かせない。
- 職員がなかなか定着しなくて困っている。（結婚、出産、転勤、仕事量の多さなど）そのため、教える側の負担も大きくなっている。

⑥ 障がい児相談支援

- 学校の場合,担任の変更により今までの対応が途切れてしまうこともありコーディネーターを含め継続的な対応が出来る体制が必要と思われる。
- 障がい児相談支援のアドバイザーや研修,フォローアップなどが必要に思う。他,学校と医療連携は難しさを感じており,モニタリングにおいてもサービス事業所との連携が主になっている。

⑦ 地域生活支援事業

- 地域生活支援事業の報酬の引き上げ及び,利用者の介護従事者に対する意識の改善と改革の推進を期待する。

⑧ その他意見

- 地域生活支援拠点等の整備を主導的に積極的に進めてほしいと考える。
- 性的マイノリティの方が在籍していないので現在事業所としてまだ対応できていないが,今後は職員研修の中に取り入れて啓発活動を行っていきたいと思っている。

3 福山市障がい者総合支援協議会からの主な意見

① 施設入所者の地域生活への移行

- 日中サービス支援型グループホームが増えなければ、施設入所者の地域生活への移行は現実的に難しい。整備状況（事業所数）とあわせて示してほしい。
- 施設入所者の地域生活への移行について、移行を加速するためには、地域生活への移行に対する誤解や不安を解消する為の教育や啓発活動が必要。

② 地域生活支援拠点が有する機能の充実

- 何が緊急時で拠点对応なのかも不明瞭であったため、障がい者総合支援協議会で精査、検討し周知することが必要と思う。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から就職して6か月以上後、どのような経緯で就労定着支援事業の利用になったのかを知りたい。

④ 障がい児支援の提供体制の整備等

- 保育所等訪問支援について受け入れ先の理解や、実施している事業所において年齢に対する対応ができる人員の確保が難しい現状がある。ライフステージごとに、発達に課題がみられる幼児児童生徒に対してきめ細やかな連携と支援が必要。
- 2022年の国連による勧告を重く受け止め、発達保障、早期発見・早期治療、早期発見・早期療育などの制度を改め、地域でともに生きる場を作る施策に転換すること。

⑤ その他体制の充実等

- 相談支援事業所を活用せず、セルフプランでサービス受給者証を更新する方は多い。セルフプラン作成のポイントを押さえた研修などを実施してほしい。

⑥ 訪問系サービス

- 人材不足で事業所がなくなる事で、事業所を選べなくなっている現状がある。
- 医療的ケアの対応ができる事業所が少ない（吸痰など）。利用日が集中（土日や夕方）しがちなため利用を実際に行うことが難しい。事業所は多いがどこもヘルパー不足で受け入れ困難ケースが多い。

⑦ 日中活動系サービス

- 障がい福祉サービス事業所において、障がい者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための体制整備ができているか、委員会が適正に運営されているかなどチェック機能を強化してほしい。研修会などの充実についても引き続きお願いしたい。

⑧ 居住系サービス

- 将来の親亡き後のことを考えられ、グループホームの利用を考える保護者や卒業と同時に利用したいと思われる保護者もいるが、空きがない状況から実現できないことが多い。

⑨ 相談支援

- 相談員や相談事業の設置や育成を積極的に保護し、計画相談できる人員を増やしていくという計画を入れてほしい。
- 「地域移行支援」は手間や時間がかかる為、直接グループホームの管理者と連携を取るなどし、退院支援を進めるケースも多い。その為、「精神科病院に長期入院している」という点で地域移行支援の利用対象であるが、実際には利用しない方も多い。

⑩ 障がい児通所支援

- 放課後等デイサービス事業所が増えすぎている。実際に利用が必要でない家庭が週6回利用されているケースも多々みられる。安易に事業所を増やさず、本当にその家庭は利用が必要かの判断が必要ではないか。
- 医療的ケア児や重症心身児の受け入れ先が拡充されると良いと考える。

⑪ 障がい児相談支援

- 成人期の相談支援事業所に比べ少ない。事業所も増え児童期より福祉サービスの利用を希望される方は多く、セルフプランをお願いする事も多いが、相談支援ができるところ自体足りていない為、増やしてほしい。

⑫ 障がい児の子ども・子育て支援等

- 放課後児童クラブ数はさほど増えていない。機能の違いはあるにせよ、インクルージョンの視点でいけば、障がいの有無に関わらず、支援してほしい。無理に放課後等デイサービスを利用しなくても、放課後児童クラブにおいても、障がい児に対応できる人材の育成や配置など工夫があればいい。

4 関係団体からの主な意見

① 訪問系サービス

- 入院時の支援等について、積極的にサービス提供してほしい。
- 同行援護の従業者を増やす努力、働き掛けをしてほしい。
- ヘルパーの現状の待遇についてもしっかりと認識して、施策を検討してほしい。

② 日中活動系サービス

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、特に短期入所が利用できなかったことは、家族に過重な負担と生活への負担をもたらしたので、これを教訓として、短期入所の見込量を設定してほしい。
- 団体会で実施したアンケートでも短期入所について、「希望しても入れない」という意見が多かった。
- 営利企業が運営している就労継続支援A型や就労移行支援について、実態把握を進めてほしい。
- 障がい者総合支援協議会（就労支援部会）で協議・作成している就労アセスメントを広げる取組を進めてほしい。
- 就労継続支援A型事業所から一般就労したときは、その事業所が6か月間バックアップすることになっているが、十分でない。

③ 居住系サービス

- 施設入所の人が地域に出られるという前提で行っていると思われるが、実際には居宅、地域で住んでいる人が親から独立するために入居することが多い。
- グループホームの空き情報を提供してほしい。
- この先グループホームだけで全ての障がい者が親なき後も、安心、安全に暮らしていけるのか、親は安心して託せるのか現実をしっかりと見て知ってほしい。

④ 相談支援

- 実際にやっている者としては、相談員を増やせないのが実情なので、計画値が上がればよいと思う一方で、相談員をあてがえない現場のもどかしさを感じている。
- 入院患者の中には、地域移行支援につなぐべき人がいると思うので、実態把握してほしい。
- 地域移行支援の利用が伸びていないことについて分析が必要。

⑤ 障がい児通所支援

- 放課後等デイサービスが円滑に利用できるよう、放課後児童クラブとの連携体制を強化してほしい。
- 現状は保護者からの申し入れがないと、児童が福祉につながることは難しい。
- 児童発達支援も新規事業所が開設されているが、果たして福祉計画とマッチしているのか疑問に思っている。

- ・インクルーシブな社会の実現に向けて、障がい児支援については、保育所等訪問支援は大きな役割を持つ。
- ・放課後等デイサービスを利用している子どもたちの自立を目指すためにも、学校や保護者と連携し利用基準について精査できる専門性が必要。

⑥ 障がい児相談支援

- ・幼児期はセルフプランが主になっている。その子どもの特性やペース、気持ちに寄り添った療育支援ができるよう、セルフプランではなく相談支援事業所が関わる必要がある。

⑦ 地域生活支援事業

- ・成年後見制度の周知が進んでいない。利用を促進しないといけない。
- ・ニーズに応じて日常生活用具の品目の見直しをしてほしい。
- ・いろいろな場所で手話が普及すればよい。

⑧ その他意見

- ・緊急時の対応について、地域生活支援拠点等の機能強化・充実が必要。
- ・医療的ケア児支援に係る取組を進める必要がある。
- ・知的障がいや発達障がいについて、一般の人にも分かりやすいよう情報発信してほしい。
- ・縦割り行政ではなく、教育と福祉がダイレクトに連携できる体制が望ましい。
- ・お互いに助け合っていく精神をもっと市民に浸透させてほしい。

【2】策定経過

年	月 日	事 項	
2023 年 (令和 5 年)	6 月 1 日	福山市社会福祉審議会（諮問）	
	7 月 24 日	障がい者団体等からの意見聴取①	
	7 月 25 日		
	7 月 31 日	市民アンケート	
	8 月 14 日		
	8 月 18 日	障がい者団体等からの意見聴取②	
	8 月 21 日	福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会（第 2 回）	
	8 月 31 日	事業所アンケート	
	9 月 11 日		
	11 月 14 日	福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会（第 3 回）	
	2024 年 (令和 6 年)	12 月 1 日	パブリックコメント
		1 月 5 日	

【3】福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会委員名簿

50音順・敬称略

名 前	所属団体	選出区分	備 考
秋元 美穂	福山市精神保健福祉家族会（バラ会）	学識経験者	
有木 美恵	福山市薬剤師会	学識経験者	
池上 文夫	福山市議会	市議会議員	
大石 豪彦	福山市医師会	学識経験者	
坂井 洋子	福山手をつなぐ育成会	学識経験者	
田原 美恵子	福山市連合民生・児童委員協議会	学識経験者	
崔 銀珠	福山平成大学	学識経験者	
根本 敏太郎	福山市身体障害者団体連合会	学識経験者	
野島 洋樹	府中地区医師会	学識経験者	分科会長
長谷川 貴一	福山市社会福祉施設連絡協議会	社会福祉事業従事者	分科会副会長
長谷部 大介	連合広島福山地域協議会	学識経験者	
藤田 博久	深安地区医師会	学識経験者	
風呂川 彰	福山市歯科医師会	学識経験者	
吉久 宏一	松永沼隈地区医師会	学識経験者	

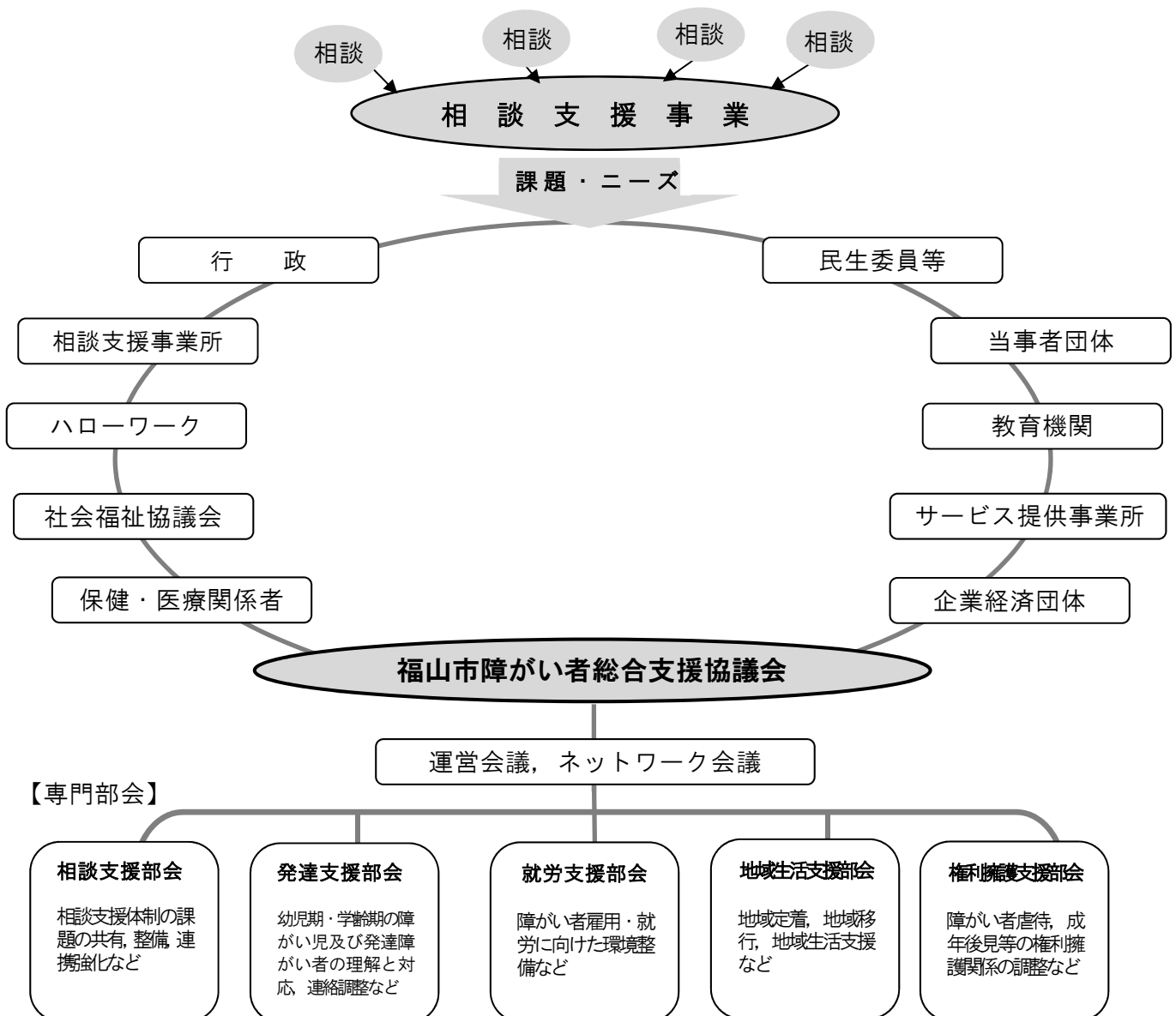
【4】福山市障がい者総合支援協議会

関係機関が集まり、地域課題の改善に取り組むための協議の場として福山市障がい者総合支援協議会を設置しています。

協議会の役割は、

- ・相談支援事業の確認及び検証
- ・困難事例への対応に関する協議
- ・地域の関係機関によるネットワークの構築
- ・地域課題についての情報共有
- ・地域の社会資源の開発と活用
- ・障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議

であり、協議会には、専門部会（相談支援部会、発達支援部会、就労支援部会、地域生活支援部会、権利擁護支援部会）、運営会議、ネットワーク会議を設けています。専門部会では課題別に具体的な方策等の検討を行い、運営会議では協議会の総合調整や専門部会への指導・助言等を行っています。



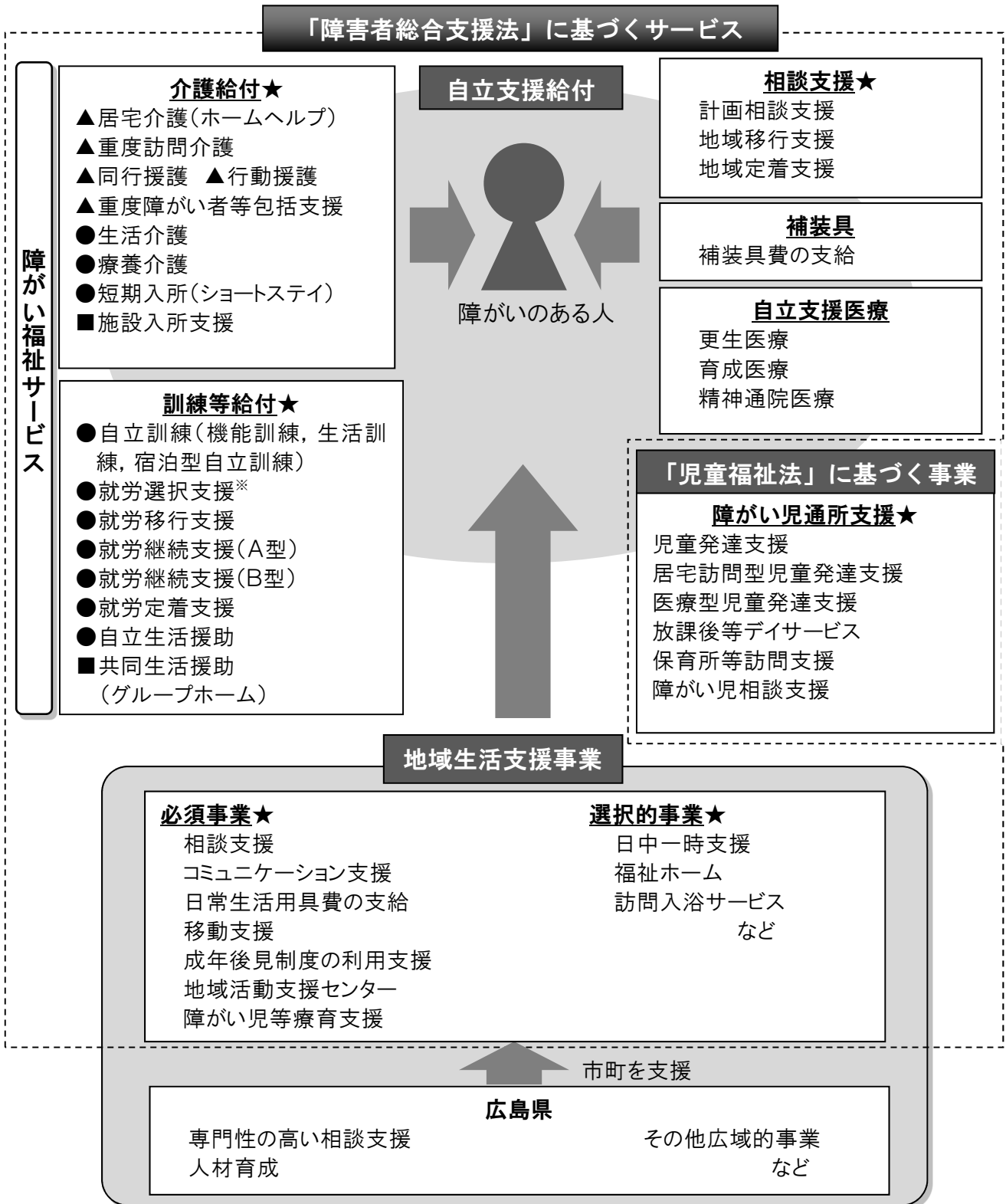
【5】意見聴取を行った障がい者団体等一覧

50音順

CILかなべ	障害者と暮らしをつくる会	障害者の生活と権利を守る 広島県東部連絡会
のぼらの会（大人になってわ かった発達障害者の家族会）	ピープルファーストヒロシマ	広島県東部子どもの療育を守る 親の会
広島低肺友の会	福山市障害者（児）施設 連絡協議会	福山市心身障害児（者） 父母の会
福山市身体障害者団体連合会	福山市精神保健福祉家族会 （バラ会）	福山市難聴児親の会
福山市放課後等デイサービス 連絡協議会	福山小規模作業所連絡会	福山地域児童発達支援事業連絡 協議会
福山地区認知症の人と家族の会	福山手をつなぐ育成会	福山脳卒中者友の会 （あゆみの会）

【6】用語解説

1 障害者総合支援法に基づくサービス等



※ ★印は障がい福祉サービス等のうち、本計画第5章において見込量等を定めるものであることを示します。
 ※ 「障害者総合支援法」では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義しています。
 ※ 障がい福祉サービスの記号の意味・・・「▲:訪問系サービス」「●:日中活動系サービス」「■:居住系サービス」
 ※ 就労選択支援は 2025 年度(令和7年度)に実施予定

【自立支援給付】

種目	サービス種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問し、介護や援助を提供するサービスです。入浴や食事、排せつの介護など、身体的なサービス提供を中心とした介護を行う「身体介護」、料理や買い物、掃除など、家事的なサービス提供を中心とした援助を行う「家事援助」、通院や市役所等へ出かける際の介助を提供する「通院等乗降介助」や「通院等介助」があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に、ヘルパーが身体介護や家事援助、外出の支援などの総合的な居宅介護サービスを提供します。
	行動援護	知的障がい者や精神障がい者に、行動するときに必要な危険回避のための援護、外出するときの移動中の介護などをヘルパーが提供します。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者の外出時にヘルパーが同行し、情報の提供や援護などを行います。
	重度障がい者等 包括支援	常時介護が必要な最重度の障がい者に、居宅介護を始め、日中活動系サービスやグループホームなど、複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。
	生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、施設などで入浴、食事、排せつの介護のほか、創作的活動や生産的活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練や医療、療養上の管理や看護、医学的管理に基づく介護などを提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅において介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。障がい者支援施設などにおいて実施する福祉型と、医療機関などにおいて実施する医療型の2種類があります。
	施設入所支援	福祉施設などにおいて居住の場を提供するとともに、夜間・日中活動のない日において日常生活に必要な支援を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上などの訓練を行います。1年6か月の有期限での利用となります。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活、社会生活を営めるよう、生活能力向上訓練や一定期間居住の場を提供し、地域移行に向けた関係機関との連絡調整などの支援を行います。2年の有期限での利用となります。
	就労選択支援	就労を希望する障がいのある人に、希望する職種や労働条件、本人の能力や適性、必要な合理的配慮などについて整理する機会を提供することで、就労先や働き方をより適切に検討、選択できるよう支援するサービスです。※ 2025年度(令和7年度)に実施予定
	就労移行支援	就労を希望する人に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで、適性にあった就労ができるよう、また職場への定着ができるよう必要な支援を行います。2年の有期限での利用となります。(養成施設の場合は、3年又は5年)
	就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障がい者を雇用し、生産活動などを通じて知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。
	就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。

種 目	サービス種類	サービスの内容
訓練等給付	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者の就労に伴って生じた生活面での課題について、企業や関係機関等との連絡調整を行い、指導・助言などの必要な支援を行います。
	グループホーム（共同生活援助）	共同生活を営む場において、入浴・排せつ・食事など日常生活上必要な介護の提供や援助を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な情報の提供、助言や支援を行い、また、医療機関等の関係機関と連絡調整を行います。
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に、サービスの利用開始時や更新、変更の際に利用計画案を作成するとともに、定期的に利用状況を検証し、また、サービス提供事業者との連絡調整を行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設や更生施設などに入所又は精神科病院に入院している障がい者に、退所・退院後の住居の確保や地域生活に移行するための相談や支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族同居から一人暮らしに移行した障がい者に、障がいの特性から生じる緊急時などの相談と支援を行います。
補装具	補装具費の支給	身体障がい者（児）の失われた部位、障がいのある部位を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる装具（補装具）の購入、修理及び借受けに要する費用の一部を支給します。
自立支援医療	更生医療	18歳以上の身体障がい者手帳の所持者で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者に対して、障がいを除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減します。
	育成医療	18歳未満で、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童などで、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者に対して、障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。
	精神通院医療	精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者に対して、障がいを軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。

【地域生活支援事業】

種 目	サービス種類	サービスの内容
必須事業	相談支援	障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他障がい福祉サービスなどの利用支援などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう関係機関と連絡調整を図りながら支援します。
	コミュニケーション支援	聴覚、言語、音声機能に障がいのある人に対し、手話や要約筆記の通訳者などを派遣し、コミュニケーションを支援します。
	日常生活用具費の支給	日常生活上の便宜を図るための用具の購入に要する費用の一部を支給します。
	移動支援	社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出時の支援を行います。

種 目	サービス種類	サービスの内容
必須事業	成年後見制度 利用支援	成年後見制度の利用に当たって、申立をする家族などがいない場合に、制度利用について支援するとともに、収入が無く利用できない場合に申立に必要な経費などの全部又は一部を助成します。
	地域活動支援 センター	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談や創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	障がい児等 療育支援 (訪問療育・ 外来療育・施設支 援一般事業)	在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、発達に課題のある児童などに訪問・外来による療育相談・指導のほか保育所などの職員に対する療育技術の指導などを行います。
選択的事業	日中一時支援	日中において、一時的に見守りなどが必要な障がい者などに、見守りや日中活動の場を提供します。また、機能訓練、創作活動、交流機会の提供を行います。
	福祉ホーム	家庭環境などの理由により、住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室やその他の設備を提供し、日常生活に必要な援助を行います。
	訪問入浴 サービス	自宅及び通所する施設において入浴することが困難な重度の身体障がい者に、専用の浴槽を搭載した車で自宅を訪問し、入浴のサービスを提供します。

【障がい児支援】

種 目	サービス種類	サービスの内容
障がい児通所支援	児童発達支援	療育が必要とされる未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。
	放課後等 デイサービス	就学している児童に、授業の終了後や学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進など、必要な支援を行います。
	保育所等 訪問支援	保育所、学校などを訪問し、障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活において、適応するための訓練や交流の促進など、専門的な支援を行います。
	医療型 児童発達支援	主に肢体に障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを、治療と合わせて行います。※2024年(令和6年)4月から児童発達支援に統合
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児に発達支援が提供できるよう居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び生活能力向上のための必要な訓練を行います。
相障 談が 支い 援児	障がい児 相談支援	障がい児通所支援を利用する児童に、サービスの利用開始時や更新、変更の際に利用計画案を作成するとともに、定期的に利用状況を検証し、また、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

2 本文中の用語の説明

あ行

- ◆ 一般就労と福祉的就労 (P.20, P.45)
一般企業や自営などで働く場合を「一般就労」といい、福祉施設で支援を受けながら訓練を兼ねて働く場合を「福祉的就労」といいます。福祉的就労には、企業就職など一般就労に向け訓練する「就労移行支援」、施設で継続して働き、賃金及び工賃を得る「就労継続支援 (A型・B型)」などがあります。
- ◆ 医療的ケア児 (P.1)
医療的ケアとは、たんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、医師の指示に基づき医療的介助を行うことです。医療的ケア児とは、日常生活を行ううえで医療的ケアが介助者の支援により提供されている18歳までの児童のことです。
- ◆ 医療的ケア児コーディネーター (P.49)
保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。
- ◆ 医療的ケア児支援法 (P.2)
医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的でつくられました。障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会をめざします。
- ◆ 遠隔手話通訳 (P.58)
情報通信機器を介した手話通訳の一つの形態です。
- ◆ 屋内信号装置 (P.60)
来客、電話、火災、赤ちゃんの泣き声といった、生活に不可欠な情報をフラッシュ光・振動・アラーム音に換えて知らせるものです。
- ◆ 音声・言語・そしゃく機能障がい (P.12)
音声を全く発することができない、あるいは発声しても言葉にならない「言語機能を喪失した状態」を音声・言語機能障がいといい、そしゃく機能障がいは、嚥下(えんげ)機能の低下により、食物等を摂取するために、身体に管を挿入し流動食を注入して栄養を補給する「経管栄養」以外に方法がない状態をいいます。

か行

- ◆ 活字読上げ装置 (P.60)
視覚障がい者が印刷された活字情報を音声として読み上げることができるものです。

- ◆ 基幹相談支援センター（クローバー）（P.1）
障がいの種別等は問わず、障がい者の日常生活及び社会生活を支援し、地域で安心して生活できるよう総合相談や専門の相談員による相談を行っています。
- ◆ 強度行動障がい（P.36）
食べられない物を口に入れたり、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人をたたいたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。
- ◆ 経管栄養（P.43）
病気などで口から食事をとることが難しい人や、誤嚥の危険性が高い人が栄養を補給するために行われる方法のひとつです。チューブやカテーテルを通して、胃や腸に直接栄養剤を注入します。
- ◆ 権利擁護支援センター（P.57）
成年後見制度が利用しやすくなるよう、制度の利用の相談や市民後見人の養成などを行っています。
- ◆ 高次脳機能障がい（P.5）
病気や事故などで脳が部分的に損傷したことにより、注意力、記憶力、言語、感情のコントロールなどがうまく働かなくなる認知機能の障がいです。外見からは障がいがあることが分かりづらいため、周囲から理解されにくい特徴があります。
- ◆ 合理的配慮の提供（P.1）
障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

さ行

- ◆ 肢体不自由（P.12）
病気やけがなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部、又は全部に障がいがあるために、「立つ」「座る」「歩く」「食事」「着替え」「物の持ち運び」「字を書く」など、日常生活の中での動作が困難になった状態をいいます。
- ◆ 失語症（P.27）
脳卒中や交通事故などにより脳の言語中枢が損傷を受け、言葉が不自由となる状態のことです。話す・聞く・読む・書くなど言葉がうまく使えず、日常生活で困難を感じる場面があります。

- ◆ 児童発達支援センター（P.1）
地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。
- ◆ 重症心身障がい児（P.23）
重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、また、その状態にあるものを「重症心身障がい児・者」といいます。
- ◆ 就労定着率（P.22）
就職後、一定期間にどれくらいの割合で継続的に働くことができているか、職場に定着できているかを示す数字です。
- ◆ 障がい支援区分（P.16）
介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、障がい者等に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6のほうが必要度が高い)をいいます。
- ◆ 障害者活躍推進プラン（P.2）
障がいのある人がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大をめざし、文部科学省における障がい者雇用の推進や学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進められている障がい者施策の中で、より重点的に進めるべきと考えられる6つの政策プランを打ち出したものです。
- ◆ 障害者基本法（P.2）
障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。
- ◆ 障がい者虐待防止センター（P.57）
障がい者虐待の早期発見、早期対応をするため、虐待の通報、届出の受理や相談、助言などを行っています。
- ◆ 障害者雇用促進法（P.2）
障がい者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律です。
事業主における障がい者への差別の禁止や合理的配慮の提供義務、法定雇用率などについても定めています。
- ◆ 障害者差別解消法（P.1）
行政機関や事業者に対して、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合の、合理的配慮の提供について定めた法律です。

- ◆ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（P.1）
すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律です。
- ◆ 障がい者自立支援審査支払等システム（P.33）
市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障がい福祉サービス提供事業所等の請求受付から市町村の支払いまで、一連の審査・支払事務を行うための事務処理システムのことです。全国共通の審査支払システムを導入することにより、障がい福祉サービス費等の請求・審査・支払等の事務の効率化と平準化を図っています。
- ◆ 障害者総合支援法（P.1）
地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを定めた法律です。
- ◆ 障がい者相談員（P.53）
障がい者又はその家族が、在宅の障がい者の社会生活の相談を受け、指導を行うほか、関係機関との連絡・調整を行います。
- ◆ 障害者文化芸術活動推進法（P.2）
障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律です。
- ◆ 自立支援医療（P.14）
心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。
- ◆ 身体障がい者手帳（P.6）
特定の身体機能が失われたり、著しい制約がある人に対し交付される手帳です。手帳には、障がいの種別やその程度等が表示されています。
- ◆ ストマ（P.60）
手術によっておなかに新しく作られた、便や尿の排泄の出口のことをいいます。人工肛門や人工膀胱の種類があります。
- ◆ 精神障がい者保健福祉手帳（P.6）
精神疾患がある人のうち、精神障がいのため日常生活又は社会生活への制約がある人に対して交付される手帳です。
- ◆ 成年後見制度（P.27）
知的障がい、精神障がい、認知症などの理由により物事を判断する能力が十分でない人に代わって、後見人などがその人の権利や財産を守る制度です。

- ◆ 成年後見制度利用促進法（P.2）
成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。
- ◆ セルフプラン（P.42）
障がい福祉サービス等を利用する障がい者（児）本人又は家族や支援者が計画相談支援を利用せずに作成するサービス利用計画のことです。
- ◆ 相談支援専門員（P.35）
障がいのある人が自立した日常生活，社会生活を営むことができるよう，障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援，住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など，障がいのある人の全般的な相談支援を行います。
- ◆ 総量規制（P.45）
特定のサービス種別について，計画に定めるサービスの必要な量に達している場合，その他計画の達成に支障を生ずる恐れがあると認めるときなどに，適正な量を維持し，質の高いサービスを利用者に提供するため，定員増を伴う事業所の指定をしないことです。

た行

- ◆ 第三者による評価（P.79）
サービスの質の向上を図るため，事業者又は利用者以外の第三者が福祉サービスの評価を行うものです。
- ◆ たん吸引（P.43）
高齢や病気により自力でたんや唾液などの分泌物を体外へ出すことが難しい人に対し，口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部から吸引器を使ってたんや唾液を吸い取る医療行為です。
- ◆ 地域移行（P.1）
住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく，障がい者個々人が市民として，自ら選んだ住まいで安心して，自分らしい暮らしを実現することを意味するものです。
- ◆ 地域生活支援拠点等（P.1）
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え，居住支援のための機能（相談，体験の機会・場，緊急時の受入・対応，専門性，地域の体制づくり）を，地域の実情に応じた創意工夫により整備し，障がい者の生活を地域全体で支える仕組みです。
- ◆ 地域生活支援事業（P.24）
障がい者が，自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう，都道府県及び市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

- ◆ 地域包括ケアシステム (P.32)
もとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を継続して営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される仕組みのことです。障がい者施策においても、近年、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める方向となっています。
- ◆ 聴覚・平衡機能障がい (P.12)
聴覚障がいは、音が聞こえない、又は聞こえにくい状態をいいます。病気、事故などで生じる場合や、生まれつきの場合、加齢による場合などがあります。平衡機能障がいは、姿勢を調節する機能の障がいであり、四肢体幹に異常がないにもかかわらず起立や歩行に何らかの異常を来します。
- ◆ 電話リレー法 (P.2)
聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務や電話リレーサービスの提供について定めた法律です。
- ◆ 東部地域障害者就業・生活支援センター (P.39)
障がい者の職業的自立を実現するため、就労と生活についての支援を一体的に行っている施設です。障がい者に対しては、相談、基礎訓練、アフターケア、情報提供を行うとともに職場開拓を、また事業主に対しては、雇用や継続に向けたアドバイスを行っています。
- ◆ 読書バリアフリー法 (P.2)
障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

な行

- ◆ 内部障がい (P.12)
体の内部に障がいがあることをいいます。疲れやすかったり、トイレに不自由したり、タバコの煙で苦しくなったりするなど、外見からは分かりにくいので、周囲の人の理解と配慮を必要とする障がいです。
- ◆ 日常生活用具 (P.28)
障がい者、障がい児又は難病患者等の日常生活がより円滑に行われるための生活用具です。
- ◆ ネブライザー (P.60)
液状の吸入薬を霧状にして、気管支や肺などに送る医療機器のことをいいます。喘息や気管支炎、肺炎、副鼻腔炎などの治療に使われるもので、液体の吸入薬を細かい霧状にして、気管や肺、鼻の奥などに直接届けます。吸入器ともいいます。

は行

- ◆ 発達障がい (P.5)
自閉スペクトラム症(ASD), 学習障がい(LD), 注意欠陥多動性障がい(ADHD), その他これに類する脳機能障がいであって, その症状が通常低年齢において発現するものです。
- ◆ パブリックコメント (P.7)
市の基本的な政策等の策定又は改正に当たり, その趣旨, 内容等を広く公表し, これに対して市民などから意見及び情報の提出を受けるとともに, 意見等に対する市の考え方も公表する一連の手続きです。
- ◆ ピアサポーター (P.57)
障がいがある人の悩みなどを聞くカウンセリング(ピアカウンセリング)や支援を行う, 同じ障がいを持つ人のことです。障がい者が互いに助け合うことを, ピアサポートといいます。ピアとは, 「仲間」「同僚」「同じ時間を共有していること・同じ立場であること」を意味します。
- ◆ 広島県医療的ケア児支援センター (P.41)
医療的ケア児やその家族が, 地域の中で安心して生活ができるよう様々な相談を受ける窓口です。
- ◆ 福祉・介護職員処遇改善加算, 福祉・介護職員等特定処遇改善加算, 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (P.43)
加算とは障がい福祉サービス等の事業所が, 市に請求する報酬に上乘せするものですが, そのうち, これらの加算は職員の賃金向上に使える加算で, 職場環境の改善やキャリアアップの仕組みづくりなどの要件を満たすと算定できます。
- ◆ 福山市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針 (P.45)
福祉的就労をする障がい者や在宅で働く障がい者の経済面の自立を進めることなどを目的とした障害者優先調達推進法に基づき, 就労継続支援の事業所等から授産製品等を優先的に調達することや調達目標などを定めた本市の調達方針です。
- ◆ 福山市障がい者総合支援協議会 (P.7)
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため, 当事者団体, 相談支援事業者, サービス提供事業者, 医療機関, 教育, 雇用等の関連する専門分野の関係者をメンバーとして支援体制に関する協議を行う機関です。
- ◆ 福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会 (P.43)
福祉・介護人材の確保・育成に向け, 介護事業者や職能団体, 教育・介護職員養成機関, 地域・福祉関係団体, ハローワークと協働して進めるために設置されたものです。

◆ パARENTメンター，パARENTプログラム，パARENTトレーニング（P.31）

発達障がいの子どもの子育て経験がある親で，その育児経験を活かして，子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親等に対して不安な気持ちに寄り添った心のサポートや相談・助言を行う人を「パARENTメンター」といいます。メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。

育児に不安がある保護者等が，子どもの行動の理解の仕方を学び，楽しく子育てに臨む自信を身に付けることを目的とした保護者支援のためのグループによるプログラムを「パARENTプログラム」といいます。また，「パARENTトレーニング」では，さらに専門的な要素も取り入れつつ，保護者の心理的負担の軽減や，子どもの不適切な行動の改善などをめざします。

ら行

◆ ライフステージ（P.39）

乳幼児期，学齢期，成人期，高齢期など人が生まれてから，人生の各段階のことです。

◆ 療育（P.49）

「療」は医療・治療を，「育」は保育あるいは養育を意味します。身体や知的に障がいのある児童等に早期発見，早期治療及び相談・指導を行うことにより，児童が持つ発達能力を有効に育て，自立生活に向かって育成することをいいます。

◆ 療育手帳（P.6）

知的障がいのある人に対し，交付される手帳です。障がいの程度等が表示されています。

S

◆ SDGs（エスディージーズ）（P.3）

貧困，不平等・格差，気候変動による影響など，世界の様々な問題を根本的に解決し，すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された，「持続可能な開発目標」を意味する世界共通の17の目標です。